

第1表 加茂村部落別職業戸口 (昭和5年度)

部 落		農 業	林業	漁業	商業	工 業	交通業	公 務	其ノ他	無職業	計
加 茂	(戸数)	195	1	-	4	3	1	7	5	-	216
	(人口)	1,068	7	-	18	20	3	46	32	-	1,194
梅 津	(戸数)	160	7	55	7	24	1	6	9	-	269
	(人口)	847	39	358	54	148	10	41	56	-	1,553
羽 吉	(戸数)	103	-	2	1	8	-	2	3	-	119
	(人口)	596	-	13	7	27	-	3	17	-	663
椿	(戸数)	60	-	-	3	2	-	3	-	-	68
	(人口)	382	-	-	12	15	-	8	-	-	417
北五十里	(戸数)	35	-	-	-	-	-	1	-	-	36
	(人口)	211	-	-	-	-	-	6	-	-	217
白 瀬	(戸数)	69	-	-	1	-	-	2	-	-	72
	(人口)	369	-	-	4	-	-	4	-	-	377
玉 崎	(戸数)	29	1	2	1	-	-	-	-	-	33
	(人口)	187	7	11	6	-	-	-	-	-	211
和 木	(戸数)	32	1	-	-	3	1	-	1	-	38
	(人口)	188	6	-	-	18	4	-	2	-	218
馬 首	(戸数)	23	-	-	2	1	-	3	-	-	29
	(人口)	132	-	-	3	4	-	3	-	-	142
北松ヶ崎	(戸数)	19	-	1	-	-	-	-	1	-	21
	(人口)	208	-	4	-	-	-	-	5	-	217
平 松	(戸数)	26	-	-	-	-	-	-	-	-	26
	(人口)	153	-	-	-	-	-	-	-	-	153
浦 川	(戸数)	37	-	-	-	1	-	3	1	-	42
	(人口)	217	-	-	-	3	-	6	4	-	230
歌 見	(戸数)	44	-	1	1	-	-	-	1	-	47
	(人口)	239	-	2	3	-	-	-	2	-	246
村 全 體	(戸数)	832	10	61	20	42	3	27	21	-	1,016
	(人口)	4,797	59	388	107	235	17	117	118	-	5,838

第2,3表に依れば A 68戸中57戸は農家にて、漁家と考へらるるものはない。Bに於て35戸中農家の26戸に對し2戸の漁家あるのみ。一戸當世帯人員についても、A, B 共農家については6人平均前後、B 漁家についても6.5人(人数少きを以て妥當性なきも)にして農、漁間に於て判然たる世帯人員上の差違が認められない。この一因も農家構成員中に(殊に男子に於て)漁業従事者を混じ、又漁家構成員中に農業従事者を含むの結果及びその漁業方法が特殊技能を必要とする専門漁業者の存

第2表 職業別戸数並に世帯人員 (A)

	農 業			林業	漁業	商業	工業	交通業	公務自由業	其他有業	無職業	合計
	自作	自小作	小作									
世帯數 (實數)	29	25	3	-	-	4	3	-	4	-	-	68
(%)	42.6	36.8	4.4	-	-	5.9	4.4	-	5.9	-	-	100.0
人員 (實數)	179	160	16	-	-	12	14	-	14	-	-	395
(%)	45.3	40.5	4.0	-	-	3.0	3.6	-	3.6	-	-	100.0
一 世 帯 均 人 員	6.2	6.4	5.3	-	-	3.0	4.7	-	3.5	-	-	5.8

第3表 職業別戸数並に世帯人員 (B)

	農 業			林業	漁業	商業	工業	交通業	公務自由業	其他有業	無職業	合計
	自作	自小作	小作									
世帯數 (實數)	14	11	1	6	2	-	-	-	-	1	-	35
(%)	40.0	31.4	2.9	17.1	5.7	-	-	-	-	2.9	-	100.0
人員 (實數)	89	68	6	36	13	-	-	-	-	2	-	214
(%)	41.6	31.8	2.8	16.8	6.1	-	-	-	-	0.9	-	100.0
一 世 帯 均 人 員	6.4	6.2	6.0	6.0	6.5	-	-	-	-	2	-	6.1

在を不必要とする點、即ち漁業なる特殊職業がいつれの職業者の中にも兼ねられてゐる爲に生じたのではあるまいかと思はれる。

以上の諸點から A, B 兩部落について確然と農家と漁家とを特殊な二對立——その内部に融通性を缺く——として、すべての問題を論じることが不可能で又無意味の様は思はれる。

故に以下の記述は A, B 兩部落共その家族構成員中に漁業従事をもなす者を含む農家、其の他の職業の家として之れを爲す。

(2) 現住人口の年齢構成

次表 A, B 現住人口、男女を年齢階級別にとつて圖化してみると次の如くなる(第1,2圖)。これによると A に於ては比較的ピラミット型を示してゐるに反し B に於ては男女共、殊に女に於て直立方體的型をなす。何が故にかくなつたか。

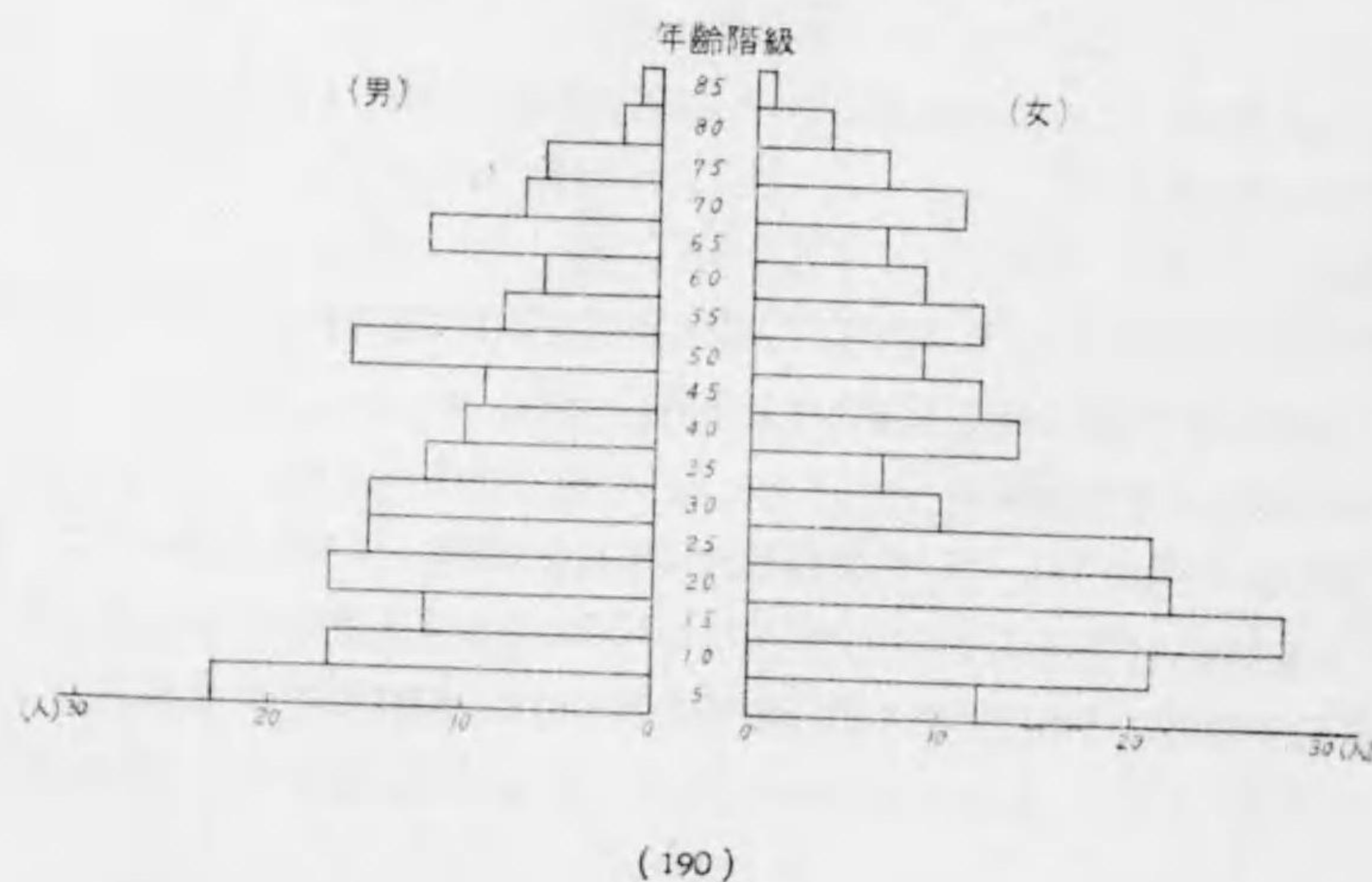
第 4 表 現 住 人 口

年 齡	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40
男 (實數)	23	17	12	17	15	15	12	10
(%)	12.2	9.0	6.4	9.0	8.0	8.0	6.4	5.3
女 (實數)	12	21	28	22	21	10	7	14
(%)	5.8	10.2	13.5	10.6	10.2	4.8	3.4	6.8
計 (實數)	35	38	40	39	36	25	19	24
(%)	8.9	9.6	10.1	9.9	9.1	6.3	4.8	6.1

第 5 表 現 住 人 口

年 齡	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40
男 (實數)	11	17	11	12	11	9	6	6
(%)	9.3	14.4	9.3	10.2	9.3	7.6	5.1	5.1
女 (實數)	10	11	11	6	6	7	3	6
(%)	10.4	11.4	11.4	6.3	6.3	7.3	3.1	6.3
計 (實數)	21	28	22	18	17	16	9	12
(%)	9.8	13.1	10.3	8.4	7.9	7.5	4.2	5.6

第 1 圖 年 齡 階 級 別 人 口 構 成 (A)



(190)

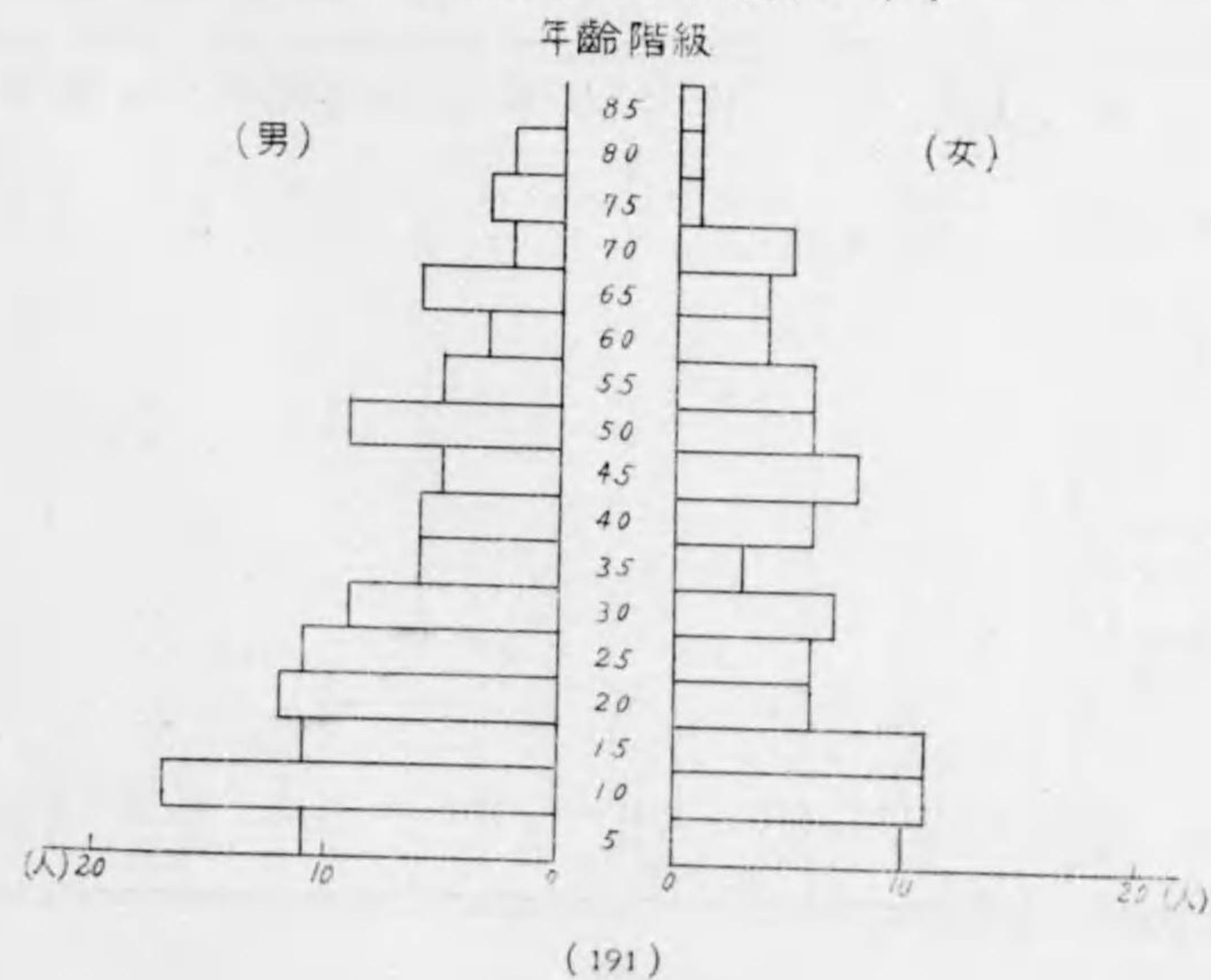
年 齡 構 成 (A)

41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	計
9	16	8	6	12	7	6	2	1	188
4.8	8.5	4.3	3.2	6.4	3.7	3.2	1.1	0.5	100.0
12	9	12	9	7	11	7	4	1	207
5.8	4.3	5.8	4.3	3.4	5.3	3.4	1.9	0.5	100.0
21	25	20	15	19	18	13	6	2	395
5.3	6.3	5.1	3.8	4.8	4.6	3.3	1.5	0.5	100.0

年 齡 構 成 (B)

41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	計
5	9	5	3	6	2	3	2	-	118
4.2	7.6	4.2	2.6	5.1	1.7	2.6	1.7	-	100.0
8	6	6	4	4	5	1	1	1	96
8.3	6.3	6.3	4.2	4.2	5.2	1.0	1.0	1.0	100.0
13	15	11	7	10	7	4	3	1	214
6.1	7.0	5.1	3.3	4.7	3.3	1.9	1.4	0.4	100.0

第 2 圖 年 齡 階 級 別 人 口 構 成 (B)



(191)

この原因が果して移動によつたものであらうか。これを檢す爲に吾人は次の方法を以てした。即ち現住者の各年齢階級に於てその出生地の部落内以外のものを除去

第6表 出生地別、年

年 齡	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40
部落内 (男女)	23 12	16 19	12 24	12 19	13 14	13 2	11 6	8 6
村内 (男女)	-	1 1	- 2	1 2	1 5	1 8	1 -	2 6
郡内 (男女)	-	-	- 1	4 -	1 2	-	- 1	- 2
縣内 (男女)	-	-	-	-	-	-	-	-
國內 (男女)	-	-	-	-	-	1	-	-
不明 (男女)	-	1	1	1	-	-	-	-
計 (男女)	23 12	17 21	12 28	17 22	15 21	15 10	12 7	10 14

第7表 出生地別、年

年 齡	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40
部落内 (男女)	11 10	17 11	11 11	11 6	11 6	9 4	5 2	5 2
村内 (男女)	-	-	-	-	-	3	1	1 2
郡内 (男女)	-	-	-	1	-	-	1	- 2
縣内 (男女)	-	-	-	-	-	-	-	-
國內 (男女)	-	-	-	-	-	-	-	-
不明 (男女)	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (男女)	11 10	17 11	11 11	12 6	11 6	9 7	6 3	6 6

した。かくする事によつてこの部落内への移入者を除いたとする。勿論この部落外出生者の中にも色々の意味が含まれて居ることは看過し得ないが、この問題には觸

齡別現住人口 (A)

41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	不明	計
7 6	12 5	5 9	5 8	12 5	6 4	3 5	1 1	1 1	-	160 146
2 4	3 3	3 2	1 1	-	1 6	3 1	1 2	-	-	21 43
2	1	-	-	2	1	1	-	-	-	5 13
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	2 4
9 12	16 9	8 12	6 9	12 7	7 11	6 7	2 4	1 1	-	188 207

齡別現住人口 (B)

41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	不明	計
3 4	9 4	5 3	2 3	5 -	1 1	3 -	2 -	-	-	110 67
2 3	- 1	- 3	1 -	- 2	1 4	- 1	- 1	-	-	5 21
-	1	-	1	2	-	-	-	1	-	3 7
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 8	9 6	5 6	3 4	6 4	2 5	3 1	2 1	1	-	118 96

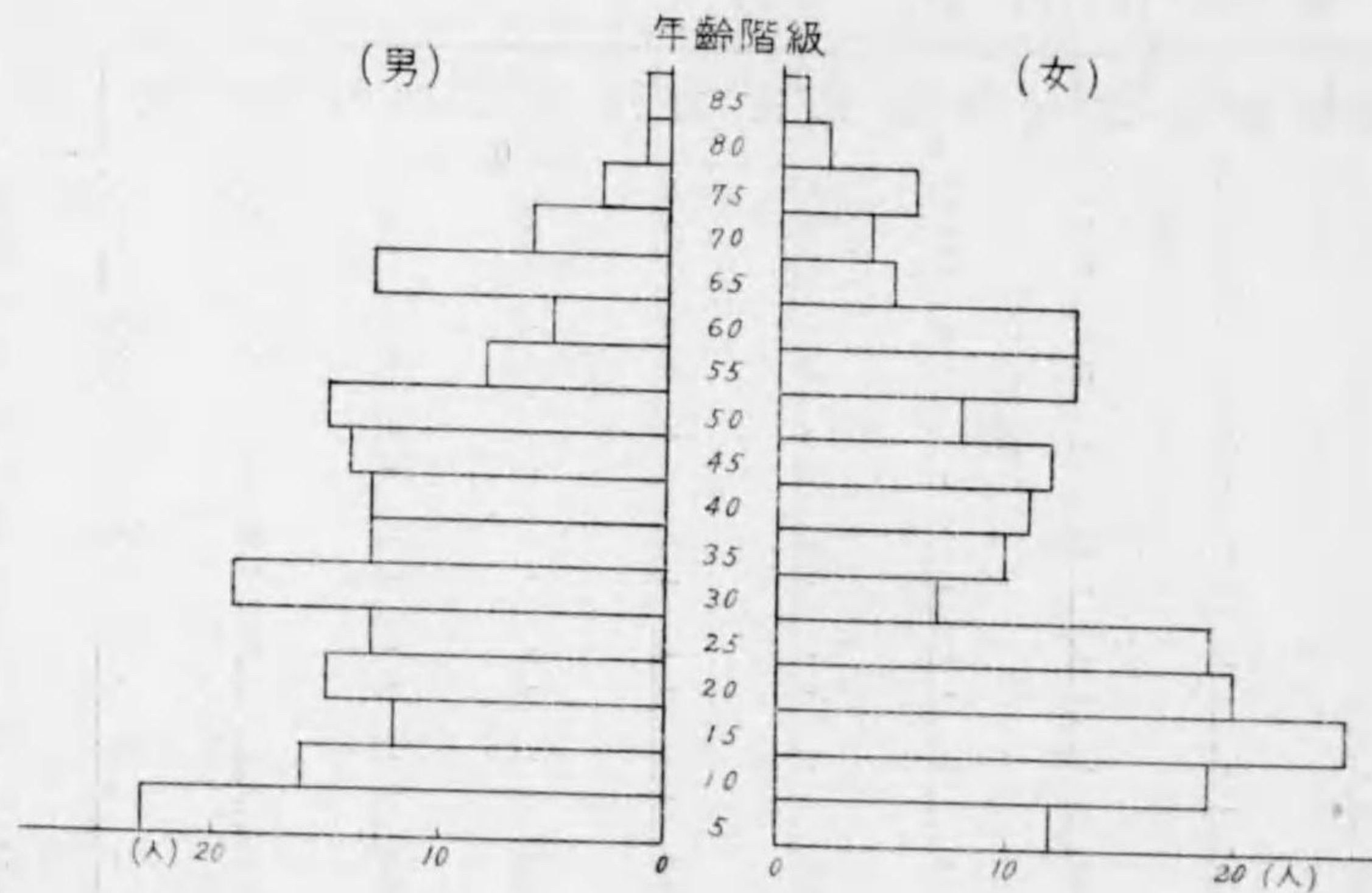
れず。この除去された残部に移動者中で部落外への移動者を除きたるものを加算して、もし移動なかりせば現在の人口構成は如何なる状態にあるかをみた。この假定の成立は移動者(部落外への)死亡率が部落現住者のそれと比較して等しき事及び移動がその幼児の出生数に對して何等の影響を及さないと云ふ条件のもとに正しい。

第 8 表 現住人口より部落外出生者を減じ、そ

		1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45
A	男	23	16	12	15	13	19	13	13	14
	女	12	19	25	20	19	7	10	11	12
B	男	11	17	12	15	14	13	8	9	8
	女	10	11	12	11	8	11	6	3	4

後表移動人口，移動地別，年齢別表参照

第 3 圖 假想年齢階級別人口構成 (A)

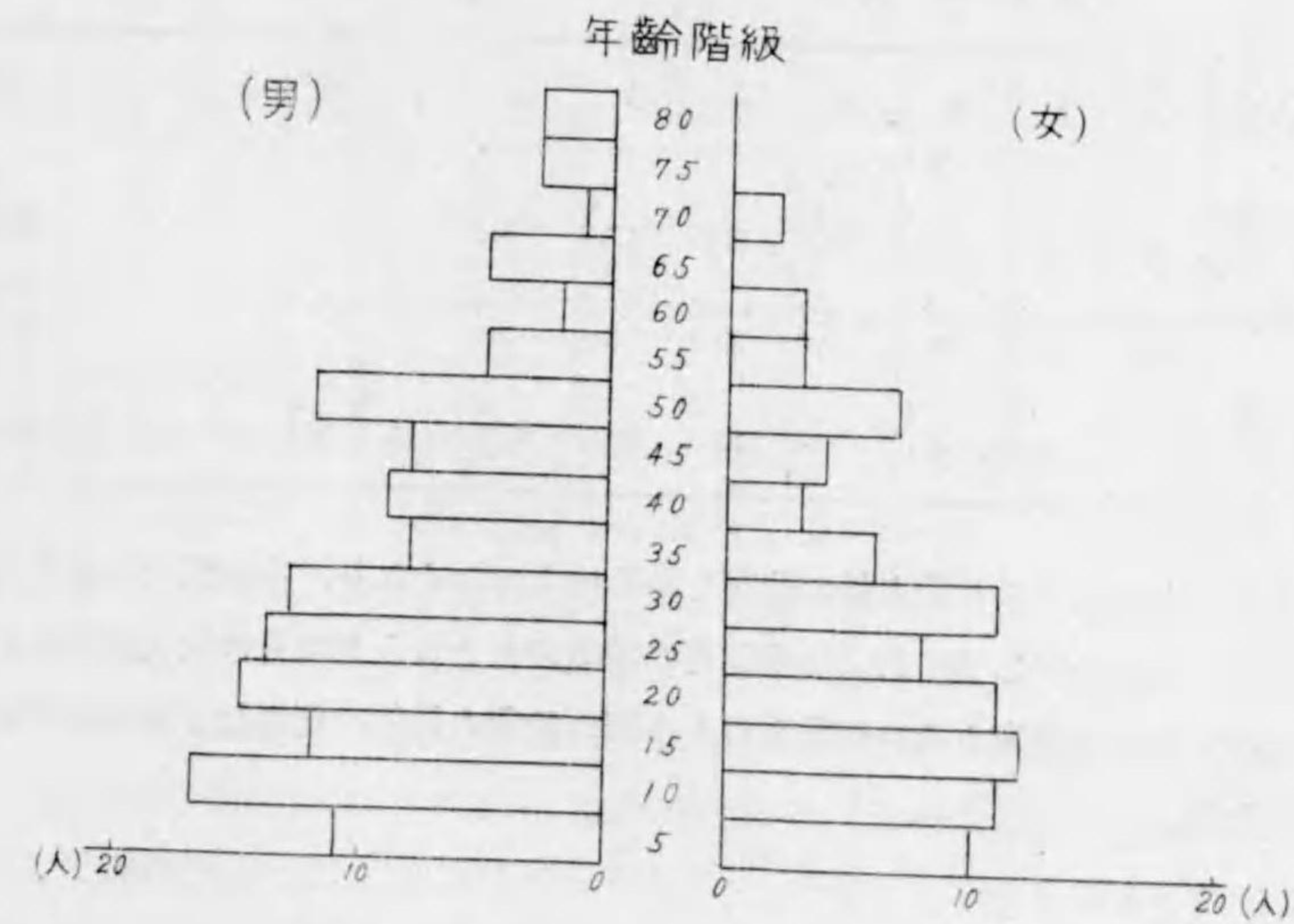


今かくして得たる數を以て A, B 兩部落の假想人口構成圖(第 3, 4 圖)を作成して現住人口のそれと比較するも A, B 共にさしたる變化をみとめられず、以て移動がかかる畸型に直接原因を及ぼしたるに非ずして、むしろ内在的原因(——死亡率, 出生率, 衛生状態, 其他の道德, 宗教, 習慣的抑制)に依るに非るものかと思はれる。

れに部落外への移出者を加へたる實數 (假想)

46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	91-95	96-100	計
15	8	5	13	6	3	1	1	-	-	-	190
8	13	13	5	4	6	2	1	-	-	-	187
12	5	2	5	1	3	3	-	-	-	-	138
7	3	3	-	2	-	-	-	-	-	-	91

第 4 圖 假想年齢階級別人口構成 (B)



尙調査の時期が7月であるのでこの年の完了期に於ては男女共多少の増加はみらるるを以て圖型は自ら變化しなければならない。

(3) 世帯人員

一戸當りの世帯人員を各人数別にみると次の如くなる。Aに於ては4人世帯、Bに於ては5人世帯の戸數最も多し。これを以て直ちに農家の世帯人員の状態なりと云ふを得ず、それはその中に農家以外の幾多の職業戸數を含む故なり。今假にAに

第9表 世帯人員 (A) (戸數)

世帯人員	人	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
男	{ 實數	-	8	25	16	14	4	1	-	-	-	-	68
	{ %	-	11.8	36.7	23.5	20.6	5.9	1.5	-	-	-	-	100.0
女	{ 實數	-	5	21	21	13	4	3	1	-	-	-	68
	{ %	-	7.3	30.9	30.9	19.1	5.9	4.4	1.5	-	-	-	100.0
計	{ 實數	-	-	2	5	13	11	12	10	9	5	1	68
	{ %	-	-	2.9	7.4	19.1	16.2	17.6	14.7	13.2	7.4	1.5	100.0

第10表 同上 (B) (戸數)

世帯人員	人	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計
男	{ 實數	2	2	4	10	9	6	2	-	-	-	-	-	35
	{ %	5.7	5.7	11.5	28.5	25.7	17.2	5.7	-	-	-	-	-	100.0
女	{ 實數	1	5	11	7	8	2	1	-	-	-	-	-	35
	{ %	2.9	14.3	31.4	20.0	22.8	5.7	2.9	-	-	-	-	-	100.0
計	{ 實數	-	1	1	-	4	9	8	4	2	3	2	1	35
	{ %	-	2.9	2.9	-	11.4	25.7	22.8	11.4	5.7	8.6	5.7	2.9	100.0

於て農家をとつてその世帯人員の状態をみるに次の如くなり、その最大點は6人世帯にあり。これに對しAに於て農業以外の職業戸をとるときはその最大點は3人世帯となり、ここに農家とその他職業戸との間の世帯人員數に判然たる區別の存在する事を知る。

第11表 農家世帯人員 (A) (戸數)

世帯人員	人	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
自作	{ 男女計	-	-	13	7	7	2	-	-	-	-	-	29
	{ 男	-	-	8	7	7	3	2	-	-	-	-	29
	{ 女	-	2	-	1	6	6	4	2	7	2	1	29
自小作	{ 男女計	-	2	9	5	6	2	1	-	-	-	-	25
	{ 男	-	-	5	11	6	1	1	1	-	-	-	25
	{ 女	-	-	-	-	-	-	6	8	2	3	-	25
小作	{ 男女計	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	3
	{ 男	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	3
	{ 女	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	3
男	{ 實數	-	2	23	14	13	4	1	-	-	-	-	57
	{ %	-	3.5	40.4	24.6	22.8	7.0	1.7	-	-	-	-	100.0
女	{ 實數	-	2	14	20	13	4	3	1	-	-	-	57
	{ %	-	3.5	24.6	35.1	22.8	7.0	5.3	1.7	-	-	-	100.0
計	{ 實數	-	-	-	1	11	9	11	10	9	5	1	57
	{ %	-	-	-	1.8	19.3	15.8	19.3	17.5	15.7	8.8	1.8	100.0

第12表 其他世帯人員 (A) (戸數)

世帯人員	人	0	1	2	3	4	5	6	計
男	{ 實數	-	6	2	2	1	-	-	11
	{ %	-	54.5	18.2	18.2	9.1	-	-	100.0
女	{ 實數	-	3	7	1	-	-	-	11
	{ %	-	27.3	63.6	9.1	-	-	-	100.0
計	{ 實數	-	-	2	4	2	2	1	11
	{ %	-	-	18.2	36.3	18.2	18.2	9.1	100.0

(4) 出生地別現住人口

A 部落男子に於てはその部落内出生者が85%を占むるに反し、Bに於ては93%を占め、殊に後者に於ては村内出生者4%、郡内出生者2.5%にして殆んど全部が部落内出生者たるを知る。これは後者に於て男子の移入者がより少なかつたに基く——その原因は云はず——を知る事が出来る。又女子に就いてもその部落内出生者はA、B 共に70%を占め、他の諸部落に比して斷然多く殊に村内出生者數を加算する時は共に大略90%を占むるに至り、女子の移動——この場合は移入でありこれらは主として婚姻關係に依つて起るものであるが——が殆んど村内を以てその地域として行はれて居ることを想像するに難くあるまい。

第13表 現住人口出生地別 (A)

	部落内	村内	郡内	縣内	國內	計
男 (實數)	160	21	5	-	2	188
(%)	85.1	11.2	2.6	-	1.1	100.0
女 (實數)	146	43	13	1	4	207
(%)	70.5	20.8	6.3	0.5	1.9	100.0

第14表 同上 (B)

	部落内	村内	郡内	縣内	國內	計
男 (實數)	110	5	3	-	-	118
(%)	93.2	4.3	2.5	-	-	100.0
女 (實數)	67	21	7	1	-	96
(%)	69.8	21.9	7.3	1.0	-	100.0

(5) 現住人口の配偶關係

A, B 共に共通點として男子に於て未婚最も多く有配之に次ぐ。及び女子に於て死別の大略12%を占むる點である。只女子に就いて A, B の未婚, 有配者數の關係

第15表 現住人口配偶關係 (A)

	未婚	有配	死別	計
男 (實數)	94	83	11	188
(%)	50.0	44.1	5.9	100.0
女 (實數)	99	83	25	207
(%)	47.8	40.1	12.1	100.0

第16表 同上 (B)

	未婚	有配	死別	計
男 (實數)	66	44	8	118
(%)	55.9	37.3	6.8	100.0
女 (實數)	40	45	11	96
(%)	41.7	46.9	11.4	100.0

が反對になれるは25歳以下の女子——主として未婚者——の割合Bの方多きために非るかと思はれる。

(6) 移動人口

ここに云ふ移動とは世帯を中心としてそれよりの移動を云ふ。

移動者數次の如し。

	(1) 移動者數	(2) 現住人口	(3) $\left[\frac{(1)+(2)}{(2)}\right]$
(A) 男	37	188	0.16
女	67	207	0.24
(B) 男	35	118	0.22
女	34	96	0.26

勿論(3)の様な結果の抽出の善悪は別として大體Bの方の移動の度がAに比して大であつたと云へよう。

移動時の年齢——男子については A, B 共に21歳—25歳が最も多く、16歳—20歳之に次ぐ。以て入婿による移動を考へても男子の労働のための移動時の年齢を分明し得る。之に反し女子については A に於て20歳迄が絶對多數を占むるに反し B に於ては21歳—25歳最も多し。

第17表 移動者(世帯ヲ出ル時ノ)年齢 (A)

	總數		10歳以下		11-15		16-20		21-25		26-30		31-35		36-40		41歳以上		年齢不明		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
合計	37	67	-	-	4	1	8	34	13	24	6	3	3	1	1	-	-	-	-	2	4
%	男	女	-	-	10.8	1.5	21.6	50.7	35.2	35.8	16.2	4.5	8.1	1.5	2.7	-	-	-	-	5.4	6.0

第18表 同上 (B)

	總數		10歳以下		11-15		16-20		21-25		26-30		31-35		36-40		41歳以上		年齢不明		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
合計	35	34	-	-	4	2	8	12	16	15	5	5	1	-	-	-	-	1	-	-	-
%	男	女	-	-	11.4	5.9	22.8	35.3	45.7	44.1	14.3	14.7	2.9	-	-	-	-	2.9	-	-	-

前表によりても分る如く女子移動の原因が主として結婚關係に依るをみれば、その移動時年齢上の A, B の差違の主要因は婚姻にあるものと思惟される。

移動先——然らば以上の移動者はいづれへ移動したか。この問題は直接その數に

第 19 表 移 動 地 別、年 齡

年 齡	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45
部落内 (男)	-	-	-	-	2	-	-	1	3
部落内 (女)	-	-	-	-	-	1	4	6	1
村 内 (男)	-	-	-	-	-	-	1	2	4
村 内 (女)	-	-	-	-	3	2	2	1	4
郡 内 (男)	-	-	-	2	-	1	1	2	-
郡 内 (女)	-	-	1	-	-	2	2	3	2
縣 内 (男)	-	-	-	1	-	2	-	1	-
縣 内 (女)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
國 内 (男)	-	-	-	-	-	3	-	-	-
國 内 (女)	-	-	-	1	2	1	-	1	2
不 明 (男)	-	-	-	-	-	-	-	-	1
不 明 (女)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (男)	-	-	-	3	2	6	2	6	10
計 (女)	-	-	1	1	5	6	8	11	7

第 20 表 移 動 地 別、年 齡

年 齡	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45
部落内 (男)	-	-	-	-	2	1	3	1	-
部落内 (女)	-	-	-	-	-	2	1	3	2
村 内 (男)	-	-	1	4	1	1	1	2	3
村 内 (女)	-	-	-	1	1	4	2	-	-
郡 内 (男)	-	-	-	1	-	2	1	1	2
郡 内 (女)	-	-	1	1	1	2	2	1	-
縣 内 (男)	-	-	-	1	-	-	-	-	-
縣 内 (女)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
國 内 (男)	-	-	-	2	2	1	1	1	-
國 内 (女)	-	-	-	-	-	1	-	-	-
不 明 (男)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 明 (女)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (男)	-	-	1	4	3	5	6	5	5
計 (女)	-	-	1	5	4	9	5	4	2

影響があるのみならず、ひいては當部落の勞働力と密接に關係あるを以て吾人の注意を要する點なり。

別 移 動 人 口 (A)

46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	不 明	計
1	-	-	-	-	1	-	-	-	7
3	2	4	2	1	1	1	-	-	26
1	2	-	1	-	-	-	-	-	11
2	3	5	-	-	1	1	-	-	24
2	1	-	-	-	-	-	-	-	9
-	1	-	-	-	-	-	-	-	11
-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
4	3	-	1	-	-	-	-	-	37
6	6	9	2	1	2	2	-	-	67

別 移 動 人 口 (B)

46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	不 明	計
-	-	1	1	-	-	-	-	-	7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
1	-	-	-	-	-	-	-	-	10
3	-	-	-	1	-	-	-	-	15
-	-	-	-	-	-	1	-	-	8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
2	-	-	-	-	-	-	-	-	9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	1	1	-	-	1	-	-	35
3	-	-	-	1	-	-	-	-	34

統計によれば前表の如く男子についてその部落、村内への移動者は A, B 共に 50%, 女子については A 73%, B 74%にて村全体の労働力の損失としては、これに移動者の男女数の若干を加算するときは殆んど損失はないとみてよい。只男子の残り 50%, 女子の 23%についての問題である。

今 A, B についてその縣外への移動者をみる時は A にては 10人, B にては 10人にして全移動数からみれば 10%—15%に過ぎず。

この中軍人、學生数の全部が歸村すると假定せば眞に縣外への移動者は微々たるものであつて他の農村と比較すべくも非ず。その原因の奈邊にあるかは詳細なる再分析を必要とし輕々に論ずるべきに非るも、その不活發性は確に認めらると思ふ。

第 21 表 國內移動者移動地先 (A)

番號	縣名	男	女	番號	縣名	男	女	番號	縣名	男	女
1	北海	1	1	21	岐靜	1	1	41	佐長	1	1
2	青岩	-	-	22	愛三	-	-	42	熊大	-	-
3	宮	-	-	23	滋	-	-	43	宮	-	-
4	秋	1	-	24	-	-	-	44	分	-	-
5	手	-	-	25	-	-	-	45	崎	-	-
6	道	-	-	26	京大	-	-	46	鹿	-	-
7	森	-	-	27	兵奈	-	-	47	兒	-	-
8	手	-	-	28	和歌	-	-	48	沖	-	-
9	城	-	-	29	-	-	-	49	朝	-	-
10	田	-	1	30	鳥	-	-	50	臺	-	-
11	形	-	-	31	島	-	-	51	樺	-	-
12	島	-	-	32	取	-	-	52	南	-	-
13	城	-	-	33	根	-	-	53	外	-	-
14	木	-	-	34	山	-	-	-	不	-	-
15	馬	-	1	35	島	-	-	-	計	5	5
16	玉	-	1	36	廣	-	-	-			
17	葉	-	-	37	山	-	-	-			
18	京	-	4	38	口	-	-	-			
19	奈	-	-	39	鳥	-	-	-			
20	川	-	-	40	川	-	-	-			
	湯	-	-		媛	-	-	-			
	野	-	1		知	-	-	-			
		-	-		島	-	-	-			

(男)

東京 4 (自動車運轉手)  
(同 助手)  
(會社事務員)  
(獨立業主)  
北海道 1 (獨立業主)

(女)

北海道 1 (婚姻)  
岐阜 1 (教員)  
群馬 1 (女工)  
長野 1 (同)  
埼玉 1 (同)

第 22 表 國內移動者移動地先 (B)

番號	縣名	男	女	番號	縣名	男	女	番號	縣名	男	女
1	北海	1	1	21	岐靜	1	1	41	佐長	1	1
2	青岩	-	-	22	愛三	-	-	42	熊大	-	-
3	宮	-	-	23	滋	-	-	43	宮	-	-
4	秋	1	-	24	-	-	-	44	分	-	-
5	手	-	-	25	-	-	-	45	崎	-	-
6	道	-	-	26	京大	-	-	46	鹿	-	-
7	森	-	-	27	兵奈	-	-	47	兒	-	-
8	手	-	-	28	和歌	-	-	48	沖	-	-
9	城	-	-	29	-	-	-	49	朝	-	-
10	田	-	1	30	鳥	-	-	50	臺	-	-
11	形	-	-	31	島	-	-	51	樺	-	-
12	島	-	-	32	取	-	-	52	南	-	-
13	城	-	-	33	根	-	-	53	外	-	-
14	木	-	-	34	山	-	-	-	不	-	-
15	馬	-	1	35	島	-	-	-	計	9	1
16	玉	-	-	36	廣	-	-	-			
17	葉	-	-	37	山	-	-	-			
18	京	-	3	38	口	-	-	-			
19	奈	-	1	39	鳥	-	-	-			
20	川	-	-	40	川	-	-	-			
	湯	-	-		媛	-	-	-			
	野	-	-		知	-	-	-			
		-	-		島	-	-	-			

(男)

宮城 1 (軍人)  
福島 1 (不明)  
東京 3 (軍人, 學生, 訓導)  
神奈川 1 (軍人)  
靜岡 2 (學生, 下宿業主)  
朝鮮 1 (漁業獨立)

(女)

北海道 1 (婚姻)

移動者の家庭上の地位と移動後の職業——男子。A, B 共に戸主の弟最も多く、次男之につぐ。次男より多かるべき長男の移動者の少きは相續關係と關係ある如し。

且移動後の職業につきて興味多きは入婿にして、移動数の最大なる「弟」には入婿者最も多し。之に反して二男は必しも然らず。

女子については長女斷然多くその移動が殆んど全部婚姻にあることを知り得る。然もその婚家たるや農家超然として多く、農業部落否一部に漁業部落を有しながら尙ほ農業村たる加茂村内の移動者が前述の如く、女子移動者の 8 割をしむるに於て婚家に農家多きも亦當然の理と云はねばならない。





第25表 移動者の家庭上の地位

	母		娘									
	實	義	長女	次女	三女	四女	五女	六女	七女	八女	九女	十女
學生	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
家事使用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公務自	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
工場勞	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
會社事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
獨立業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
婚姻 {	-	-	農業	10	4	1	-	-	-	-	-	-
			林業	-	-	-	1	-	-	-	-	-
其ノ	-	-	漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			商業	1	-	-	-	-	-	-	-	-
其他	-	-	其他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-
其不合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	12	6	2	-	-	-	-	-	-	-

第26表 同

	母		娘									
	實	義	長女	次女	三女	四女	五女	六女	七女	八女	九女	十女
學生	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
家事使用	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
公務自	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
工場勞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
會社事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
獨立業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
婚姻 {	-	-	農業	9	6	2	1	-	-	-	-	-
			林業	1	-	-	-	-	-	-	-	-
其ノ	-	-	漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			商業	1	-	1	-	-	-	-	-	-
其他	-	-	其他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-
其不合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	12	7	4	1	-	-	-	-	-	-

位と移動後の職業 (女) (A)

伯母	叔母	姪		姉		妹		孫	合計	自作	自小作	小作	其ノ他
		實	義	戸主の	配偶者の	戸主の	配偶者の						
人	人	人	人	人	人	人	人	人	1	人	人	人	人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
2	-	7	-	-	10	-	19	2	55	24	27	3	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	1	1	3	2	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	1	1	3	3	-	-	-
-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1
2	-	7	-	-	11	-	22	4	67	29	30	4	4

上 (女) (B)

伯母	叔母	姪		姉		妹		孫	合計	自作	自小作	小作	其ノ他
		實	義	戸主の	配偶者の	戸主の	配偶者の						
人	人	人	人	人	人	人	人	人	2	人	人	人	人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	3	-	4	-	26	15	4	2	5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	1	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
-	-	1	-	-	3	-	6	-	34	20	5	2	7

第二節 農業と漁業の関係

前述した如く A, B 部落には専門的に漁業に従事するもの少し。かかる所にあつては漁業、農業を別個なものとしてみることは却つてその内容を誤まらしむるものであつて、農、漁兩者を綜合して始めて眞の姿をみうるのであらうと思ふ。以下かくの如き趣旨にて論述を進む。

(1) 本業、兼業別戸数

吾人は既に A, B 共に專業漁家の殆んど無きを觀て來た。然らば次に一家の職業として農業と漁業とが如何なる關係に於て結合されて居るかをみやう。次の二表がそれを示す。

農業を本業とする家の兼業については、A, B 兩部落共に林業(製炭)をなすものが最も多く漁業が之についである。後の生産高、販賣高の表から推して漁業、林業が本業たる農業と比較して餘り大差なき事は注意を要すと思ふ。

即ちこの事は純農業のみの家が非常に少きことを明かにした。A に於て 3 戸、B に於て 2 戸にすぎぬ。

農業を兼業とする家は A に於ては 3 戸、B に於ては 4 戸であつて殆んどが自作である。

第 27 表 農家の兼業及び農業を兼業とする家 (A)

非農家	本業を兼業とする				本業の種類	純農家	兼業を本業とする家						兼業の種類	
	林業(製炭)	漁業	林業	精米屋			林業(製炭)	漁業	役場吏員	精米工	大工	桶屋		日傭
御工雜寺雜雜古 業貨(地貨貨物 堂會(主)製貨物 社(バ)製炭商 守員(コ)商				1	1 (地主)	3	11 (内 1 戸小學 教員あり)	10	1	1	2	1	1	1
1 1 1 2 1 1 1					2		10	2 (重労働)	9	1	1	1	1	1
				1	小作		2	1						
					1									
					計	3								3
8				3	計	3	25	20			9			57

第 28 表 農家の兼業及び農業を兼業とする家 (B)

非農家	兼業を本業とする家			本業の種類	純農家	兼業を本業とする家		兼業の種類
	林業(製炭)	漁業	日傭			林業(製炭)	漁業	
漁業(製炭)	2		1	自作	兼地主 2	6	6	自作
製炭(商業)				3				14
製炭(漁業)				自作小作		6	5	自作小作
1	1	1	2	0				11
				小作		1		小作
		1		1				1
5	2	1	1	4	2	13	11	計 26

全然農業と關係のない家 A に於て 8 戸、B に於て 5 戸、殊に後者の全部が林業と結合せる點は以て當部落と林業との關係が如何に密接なるか、換言すれば當部落住民が林業に如何に依存してゐるを分明し得ると思ふ。

(尙ほ經營面積段階別戸数「林野」及び「年齢別、階級別より見たる従事職業別人口表」参照のこと)

(2) 年齢階級別より見たる職業別人口

従來は職業別人口は本業者、從屬者として統計化されて來たが、これを年齢と對比して始めて労働力との關係が明かになると思ふ。又兩職業を兼ねる者をその主なるものを適宜の推量によりて分類する事は實際とかけはなれる點なきにしも非ざるを懸念し、ここでは職業を併記するが如き項目を新に作つてそれに屬さしむる事にした。

かかる方法を採用せるために、労働力を提供するに不充分なる 15 歳以下の者(學校關係もあるが)は當然一つの獨立項目、無職の中に入れられる事となつた。ここに云ふ無職とは職業なき者とは異なり、労働力を提供せざるものという意味である。今 A, B についてみよう。

A 部落では無職は男 31%、女 37%、男の無職はその殆んど全部が 15 歳以下に限らるるも女に於ては各年齢階級共多少の無職者あり。尤もこの全部が何等労働力を

第 29 表 年齢別階級別より見た

年 齢	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50
無 職 (男女)	23 12	17 21	11 24	3 2	-	-	-	1	-	-
農 業 (男女)	-	-	1 1	7 19	7 20	2 10	- 7	3 11	- 12	3 9
農 林 (男女)	-	-	-	-	2	5	4	1	-	1
農林漁 (男女)	-	-	-	2	2	5	2	2	5	8
農 漁 (男女)	-	-	-	1	2	-	2	1	1	1
漁 (男女)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農 工 (男女)	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-
家 事 (男女)	-	-	1	1	1	-	-	1	-	-
公 務 (男女)	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-
農漁工 (男女)	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
工 (男女)	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
林 業 (男女)	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-
會 社 員 (男女)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
商 (男女)	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-
農 商 (男女)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林 商 (男女)	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
家事使 (男女)	-	-	2	2	1	-	-	-	-	1
其ノ他 (男女)	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
合 計 (男女)	23 12	17 21	12 28	17 22	15 21	15 10	12 7	10 14	9 12	16 9

る 従 事 職 業 別 人 口 表 (A)

51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	計	自作	自小作	小作	其ノ他
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2	2	2	4	4	3	1	-	59	28	25	1	5
3	3	6	-	4	-	-	-	78	36	33	2	7
9	7	3	5	1	-	-	-	39	22	15	2	0
1	-	1	2	-	-	-	-	114	55	50	5	4
1	-	-	-	-	-	-	-	17	6	9	2	-
2	-	2	1	-	1	-	-	32	13	18	1	-
2	1	-	1	-	-	-	-	12	9	3	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	5	3	2	-	-
1	-	1	2	2	-	-	-	10	2	2	1	5
-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-
-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
-	-	1	-	-	-	-	-	4	-	-	-	4
-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
-	-	1	-	-	-	-	-	4	1	-	-	3
-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	1	-	2
-	1	-	-	1	1	-	-	4	-	-	-	4
8	6	12	7	6	2	1	-	188	85	75	8	20
12	9	7	11	7	4	1	-	207	93	86	8	20

提供せざると云ふに非ずして統計としては無職の項中に入れられたるも「家事」の項に入れらるべきを數多含んで居るものと觀察せられ、事實女子の「無職」と「家事」とは判然たるの別なく、所得の現實性から世人に往々無職として考へらるる女子の「家事」も勞働力提供の立場よりすれば明かに「家事」の項中に入れらるべきものである(調査上の不備も存在しうる)。

純粹に「農」のみに屬する男子は20%なるに對し女子は55%を占め、農業に女子の従ふ割合が如何に多きか、又農家にとつて女子の必要さも知りうる。前記の無職中の女子37%とこれを加へ、女子の92%は無職又は農と云ふ事になり、農村における女子職業上の地位の狭少性を思はしむ。

「農+其他」に於ける男子のしむる割合は

第30表 年齢別階級別より見た

年 齡	階級別									
	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50
無 職	11	17	11	2	-	-	-	-	-	-
農	-	-	1	3	2	-	2	-	-	1
林	-	-	-	6	6	4	3	5	8	6
農 林	-	-	-	2	1	3	-	-	1	4
農 林 漁	-	-	-	1	6	3	3	4	1	3
漁	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
農 漁	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
林 漁	-	-	-	4	-	1	-	1	1	1
商	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
家 事	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-
合 計	11	17	11	12	11	9	6	6	5	9
	10	11	11	6	6	7	3	6	8	6

農 林	17	} 68(36%)	林 漁	2	} 3(2%)
農 林 漁	32		林 商	1	
農 漁	12				
農 工	5				
農 漁 工	1				
農 商	1				

にして農業と結合した職業特に農林、農林漁、農漁の存在の必要性を知る。且つ漁業のみの従事者少きは漁業方法にして専門的勞働者を必要とする程發達せざる、又漁業のみを以て生計を維持しえざるを知り得る。

B 部落に於ては次の如し。

る 従事職業別人口表 (B)

51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	76-80	81-85	86-90	計	自作	自小作	小作	其ノ他
1	2	1	4	1	1	1	-	46	17	16	1	12
-	1	1	-	1	-	-	-	42	16	12	1	13
5	2	2	1	-	-	-	-	11	10	1	-	-
1	-	1	-	-	-	-	-	49	25	17	1	6
-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	1	-	5
1	-	1	1	-	-	-	-	14	10	3	-	1
1	2	2	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-
1	-	-	-	-	-	-	-	27	8	14	1	4
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	3	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	1	1	6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2
5	3	6	2	3	2	-	-	118	48	39	3	28
6	4	4	5	1	1	1	-	96	41	29	3	23

無職男 38% } 女 43% }  
 農男 9% } 女 51% } 47% } 94%

Aと比較して「農」に於て女子55%に對しBは51%にて變りなし。男子に於ては前者の20%に對し後者は9%なり。もし他の事情にして一樣なりと假定せば男子の従事する職業が農以外に存在するとも考へられる(尤も耕地面積、漁業上の諸點も考へねばならぬ)。

「農+其他職業」

農林 14 } 林 7 }  
 農林漁 27 } 45(38%) } 林漁 8 } 15(12%)  
 農漁 4 }

ここに於ても A と同様の事を云ひうる。只異なるは林業、漁業共に專業者あるのみ。

(3) 漁業上から見たる調査部落

屢々述べた如く兩部落から漁業をとり出して考へる事は出来ない。故に只漁業に關して知りうる二、三の事を掲ぐるに止むる。

所有船舶——A、Bにて所有さるる船舶は次表の如くであつて、有動力船は僅か一隻あるのみ。無動力船にしても殆んど一人乗程度のものにして、かかる船舶の大きさから逆に考へてもその漁業の方法の規模、形式を推量しうる。

一方部落で有する最多家畜としては牛——農業に用ひらるる——であつてその数は次の如く

第31表 所有船舶(A)

	有動力		無動力		計	
	蒸氣機關	發動機	戸	隻	戸	隻
自作	-	戸1 隻1	戸14	隻21	戸15	隻22
自小作	-	-	戸17	隻22	戸17	隻22
小作	-	-	戸2	隻2	戸2	隻2
其他	-	-	-	-	-	-
計	-	戸1 隻1	戸33	隻45	戸34	隻46

第32表 所有船舶(B)

	有動力		無動力		計	
	蒸氣機關	發動機	戸	隻	戸	隻
自作	-	-	戸5	隻6	戸5	隻6
自小作	-	-	戸7	隻13	戸7	隻13
小作	-	-	戸1	隻1	戸1	隻1
其他	-	-	戸9	隻13	戸9	隻13
計	-	-	戸22	隻33	戸22	隻33

A 37 戸 65 頭  
 B 8 戸 18 頭

にして船舶の所有戸數と家畜たる牛の所有戸數の比較はAに於ては殆んど變りなくBに於ては前者の方遙かに多し。此の兩部落に於て農家が一戸當りの家畜數が多いのは注意される。彼等は何れも放牧育成者として多數の家畜を所有してゐる(昭和4年に於ける内地牛飼養戸一戸當りの頭數は農林統計による時は1.23頭である)。

漁業組合の存在——漁業組合は羽吉と内浦とにあり、羽吉の組合は梅津、羽吉、椿の漁業者を以て組合員とし、内浦の組合は北五十里より以北の漁業者を組合員となし組合の區域は異なるけれども事業は略々似寄つて居るので、前者即ち羽吉漁業組合のみに關して言ふ。本組合は古く明治43年に創立され現在の組合員170名、定款の主なるものを記せば次の如くである。

組合の規約によると剩餘金の處分は次の如く行はる。

- 一、基金の積立 100分の30以上
- 二、遭難救恤資金積立 100分の30以上
- 三、組合員分配金 100分の50以上 (第三十三條)

漁業權入漁權の行使及漁業方法は次の如し。

本組合ノ取得シ又ハ貸付ヲ受ケタル漁業又ハ入漁權ニヨル漁業ハ、各組合員若シクハ共同シテ之ヲ爲ス事ヲ得。但シ貝類、海藻、海鼠漁ハ大字(例ヘバ椿)ニ屬スル海面ニ於テハ其大字(椿)ノ漁業者ニ限ル。(第三十六條)

組合員外ノ者ニ漁業權ヲ貸付クル場合ハ總會ノ決議ヲ經ベシ (第三十七條)

左ニ該當スル漁業ヲ爲スモノハ總會ノ決議ニヨリ定ムル所ノ漁業料ヲ組合ニ納ムベシ

- 一、鰻船、網漁業 漁業高ノ100分ノ3乃至7
- 二、定置漁業 同 右 (第三十八條)

共同販賣所 (有名無實)

本組合ニ組合員漁獲共同販賣所ヲ設ク。 (第四十條)

本組合ハ組合員ノ漁獲物ヲ保管シ又ハ其ノ賣買ヲ管理スルノ外自ラ買ヒ又ハ販賣セズ (第四十三條)

遭難救恤に關するものとしては

救恤資金ハ總會ノ決議ニヨリ左ノ費途ニ之ヲ支出ス。

- 一、遭難ニヨリ漁具又ハ漁船ヲ失ヒタル時ハ其新調ノ補助
- 二、遭難ニヨリ負傷、疾病、死亡ノ際ハ治療費、葬儀費ノ補助若シクハ扶助料
- 三、組合員又ハ其家族ノ漂流シタル時ハ歸郷旅費ノ補助
- 四、遭難者ヲ救恤シタル者ニ賞與又ハ謝禮金 (第四十六條)

尙ほ昭和5年度の豫算は次の通りである。

収入		支出	
繰込金	100 <sup>円</sup>	事務所費	242 <sup>円</sup>
漁業料	743	會議費	86
過年度収入	60	負擔金	135
雑収入	—	點燈費	130
		豫備費	30
		臨時支出(交際費、救恤費)	280
合計	903	合計	903

斯様に組合では前記三部落及沖7ヶ所に於て若布、海鼠等を採取し漁獲する権利を持つと言つても實は賃貸料を得て之を資本家に貸與する場合が多く、茲に資本家と言ふのは同じ組合員中のもので(現在約5人)數千圓の資本を有して定置漁業を行ひ一定の賃貸料を納めて居る。更に最近に於ては組合を株式組織に革め豫算年1,000圓位として定置漁業の歩合金を之に當て自ら事業を行はんとする意向が組合員間に相當濃厚だとの話を洩れ聞く。

漁具の名稱・用途・價格・保存年限——前述の如く當地方の漁業方法が原始的な且

つ單純なる方法を以て行はれ、資本主義的經營の色彩なるものがみられない。これが當地方の地理的、自然的影響から獲捕目的の魚類の性質が資本の注入を必要としなかつたのかも知れず、又農業、林業所得を以て足りるとし漁業を只保險的の意味でその發展、開拓を意圖されざるか或はその生産物が特殊的な地理上の地位を有する佐渡島に於て企業計算上の採算が合はざる爲に資本家の干與せざるによるかは知らず、何れにしてもかかる小規模な方法を以てなすことはその使用漁具の種類、價格を又小規模、低廉なるものとなす。以下の如し。

漁具名稱	用途	價格 <sup>円</sup>	保存年限 <sup>年</sup>
ト ン ボ	鳥 賊 釣	1.00	2
ソ	同 深海用	1.00	3
ツ	同 浅海用	1.20	3
舷 燈	—	4.00	10
ノ マ	前 掛 薬 製	自家製	3
ハエナハ(八枚位豫備を必要とす)		1.50	2
テ グ ス	約60尺	0.50	—
老 網	鰻 漁	15.00	5
ツ キ ヤ ス	章 魚 漁	2.00	3
サ グ リ ヤ ス	同	2.00	3
カ ガ ミ	波の下を見るもの	1.50	4
ウ キ	硝子製	0.06	—
繩 籠	「ハエナハ」を入れる	0.05	5
マ ゲ	桶様の浮標	1.70	—
ス ケ ト 繩	三十尋針をつけて	0.90	1
マ ス 繩	百尋ク	0.50	2
其他			
船	1人乗	40.00	10
船 小 屋	材料自給、手間代のみ	30.00	—

漁業労働日數——漁業が上述の如く専門的ならざると、且つ天候に支配される事多きを以て正確に調べることは不可能なるも、二、三の結果よりみるならば大體次の如し。

1 月	15 日	5 月	—
2 月	20 日	6 月下旬	10 日
3 月	26 日	7 月上旬	10 日
4 月	8 日		





次に自小作別にみたる経営田畑面積の結合状況を A.B. について表示することに

第39表 自小作別に見たる経営田畑面積の結合状況 (A) (単位反)

田 畑	0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	3.0	計	
0	*9																						
0.1																							
0.2																							
0.3																							
0.4																							
0.5																							
0.6														*1		○1							
0.7																						○1	
0.8																○1							
0.9																							
1.0																							
1.2																			○1				
1.4																		1					
1.6																							
1.8																							1
2.0																							
2.2																							
2.4																							
2.6																							
2.8																							
3.0																							
計	*9													*1		○2			○2				○1

自作 ○ 自小作 △ 小作 \* 其ノ他

第40表 自小作別にみたる経営田畑面積の結合状況 (A) (単位反)

田 畑	自 作	自 小 作	小 作	其ノ他	計
0	-	-	-	9	9
100 - 0	-	-	1	-	1
95 - 5	2	3	1	-	6
90 - 10	7	4	-	-	11
85 - 15	7	4	1	-	12
80 - 20	10	7	-	-	17
75 - 25	1	2	-	2	5

よりその概略を知ることとし様う。

營田畑面積結合状況 (A) (単位反)

3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0	計	
	△1																		*9△1
			△1																△1
		1			○1 1						1								○1 3
						1		○1			○1								○2 1
	○1△1		1					○1											*1△1○3 1
								○1											○1
		○1			○1						○1	1							○4 1
		2	1	○1 1						○1									○3 5
	2		○1	○1			1												○3 3
			1			○1 1						1	3						○1 7
	○1		1																○1 1
	1			○1	*1		1					1							*1 ○1 4
							○1	1			○1								○3 3
															1				
																			○1
○1																			○1
	3	3	4	1	1	2	3	-			2	3	4	-	1				29
○1	○2	○1	○1	○3	○2	○2	○2	○1	○1	○1	○2	○1							○25
	△2	△1			*1														△3
																			*11

田畑結合の割合 (A)

田 畑	自 作	自 小 作	小 作	其ノ他	計
70 - 30	-	3	-	-	3
65 - 35	2	-	-	-	2
60 - 40	-	-	-	-	-
55 - 45	-	-	-	-	-
50 - 50	-	2	-	-	2
計	29	25	3	11	68

第41表 自小作別に見たる経

田畑	0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	3.0	
0	*5		*1																			
0.1																						
0.2																						
0.3			*1																			
0.4																						
0.5																						
0.6																						○1
0.7																						
0.8	*1																					
0.9																						
1.0			*1																		△1	
1.2																						
1.4																						
1.6																						
1.8																						○1
2.0																						
2.2																						
2.4																						
2.6																						○1
2.8																						
3.0																						
計	*6		*3													○1		1				△1 ○2

自作 ○ 自小作 △ 小作 \* 其ノ他

第42表 自小作別にみた

田畑	自作	自小作	小作	其ノ他	計
0	-	-	-	5	5
100-0	1	2	-	1	4
95-5	-	2	-	-	2
90-10	4	2	-	-	6
85-15	4	2	-	-	6
80-20	2	1	-	-	3
75-25	-	-	-	-	-
70-30	-	-	1	-	1
65-35	2	-	-	-	2
60-40	-	1	-	-	1
65-45	1	-	-	-	1
70-50	-	-	-	-	-

營田畑面積結合状況 (B) (單位反)

田畑	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0	計	
-		1		○1	○1															*6 ○2 1
○1 1																				○1 1
		○2			○1															*1 ○1
																				○2
																				○1
		1		1			1													
																				3
														1						*1 1
		2			○1			1												*1 ○1
																				3
																				1
																				○1 1
																				○1
																				1
																				2
																				○1
1	4		2				1	1												○1 1 1 4
○1	○2		○1	○3			○1							1		1				○9 △1

る田畑結合割合 (B)

田畑	自作	自小作	小作	其ノ他	計
45-55	-	-	-	-	-
40-60	-	1	-	1	2
35-65	-	-	-	-	-
30-70	-	-	-	-	-
25-75	-	-	-	-	-
20-80	-	-	-	-	-
15-85	-	-	-	-	-
10-90	-	-	-	1	1
5-95	-	-	-	-	-
0-100	-	-	-	-	-
計	14	11	1	9	35

第43表 自作地と小作地面積の比較 (A・B)

自作 小作	戸 <sup>A</sup> 数	戸 <sup>B</sup> 数	自作 小作	戸 <sup>A</sup> 数	戸 <sup>B</sup> 数
100 —	30	17	40 — 60	2	1
95 — 5	-	-	35 — 65	1	1
90 — 10	1	-	30 — 70	1	-
85 — 15	2	-	25 — 75	1	2
80 — 20	1	-	20 — 80	1	1
75 — 25	1	-	15 — 85	-	1
70 — 30	4	1	10 — 90	-	-
65 — 35	1	2	5 — 95	-	-
60 — 40	3	-	0 — 100	3	2
55 — 45	2	1	0	9	5
50 — 50	3	-			
45 — 55	2	1	計	68	35

第44表 経営田畑自作別結合状態よりみたる聯業別戸数 (A)

	自作	自小作	小作	其ノ他	計
田 自一	戸	戸	戸	戸	戸
田 自一畑 自	29	-	-	1	30
田 自一畑自小	-	1	-	-	1
田 自一畑 小	-	1	-	-	1
田自小一	-	-	-	-	-
田自小一畑 自	-	12	-	-	12
田自小一畑自小	-	6	-	-	6
田自小一畑 小	-	5	-	1	6
田 小一	-	-	1	-	1
田 小一畑 自	-	-	-	-	-
田 小一畑自小	-	-	-	-	-
田 小一畑自小	-	-	2	-	2
田 小一畑自小	-	-	-	-	-
田 小一畑自	-	-	-	-	-
無	-	-	-	9	9
計	29	25	3	11	68

第45表 経営田畑自作別結合状態よりみたる聯業別小數 (B)

	自作	自小小	作作	其ノ他	計
田 自一	1	戸	戸	戸	戸
田 自一畑 自	13	-	-	1	2
田 自一畑自小	-	-	-	2	15
田 自一畑 小	-	-	-	-	-
田自小一	-	2	-	-	2
田自小一畑 自	-	7	-	-	7
田自小一畑自小	-	-	-	-	-
田自小一畑 小	-	-	-	-	-
田 小一	-	-	-	-	-
田 小一畑 自	-	2	-	-	2
田 小一畑自小	-	-	-	-	-
田 小一畑 小	-	-	1	-	1
田 小一畑自小	-	-	-	-	-
田 小一畑 小	-	-	-	1	1
田 小一畑 自	-	-	-	-	-
無	-	-	-	5	5
計	14	11	1	9	35

### 第三節 生産と販賣

以上の準備によつて A B の概略を知つた吾人は次にその生産と販賣をみる、ここに云ふ生産は狭義の生産—土地よりの—を云ふ。

而してその生産高の分比をみると、諸産業がその部落に對して有する重要性を確認しうる。生産についてみると A B 共に炭(林業)が重要部分を一特に小作、其他に於て一占むるを知り、漁業は自作を除けば大したるものなきを見る。

(註) 漁業生産高 (A) 自作3549圓中2830圓

(B) 自作3950圓中3500圓

は資本主義的經營のもとに行はるゝ漁業にしてこれを除く時は

A 自作719圓 B 自作450圓

となり他の階級に比べて大差なきことを知る。

第45表 年 生 産 (A) (單位圓)

	米	麥	豆	魚	炭	竹	藪	計	小作料
自 作	9,441.00 (29)	138.10 (24)	241.40 (21)	3,549.00 (12)	1,929.50 (16)	134.00 (2)	-	-15,433.00	+ 石 38.1 (7)
自小作	6,703.30 (25)	88.00 (19)	164.50 (20)	510.00 (11)	2,956.00 (20)	-	333.00 (2)	10,754.80	- 78.2
小 作	559.30 (3)	5.00 (1)	13.00 (2)	20.00 (2)	668.00 (3)	-	-	1,265.30	- 17.3
其ノ他	272.40 (3)	7.50 (2)	8.30 (2)	-	200.00 (1)	-	-	488.20	+ 71.0 - 1.0

(註) 小作料中+は入る小作料, -は出す小作料を示す

第46表 年 生 産 百 分 比 (%)

	米	麥	豆	魚	炭	竹	藪	計
自 作	61.2	0.9	1.5	23.0	12.5	0.9	-	100.00
自小作	62.3	0.8	1.5	4.8	27.5	-	3.1	100.00
小 作	44.2	0.4	1.0	1.6	52.8	-	-	100.00
其ノ他	55.8	1.5	1.7	-	41.0	-	-	100.00

(註) 表中 ( ) は當該品生産にあづかれる戸数にして金額はそれ等戸数の合計数なり

第47表 年 生 産 (B) (單位圓)

	米	麥	豆	魚	炭	竹	計	小作料
自 作	3,751.60 (14)	20.00 (6)	110.00 (10)	3,950.00 (8)	1,318.00 (10)	350.00 (3)	9,499.60	+ 石 21.0 (2)
自小作	2,032.00 (11)	15.00 (4)	79.00 (9)	820.00 (10)	2,922.00 (11)	120.00 (1)	5,988.00	- 41.2 (11)
小 作	119.00 (1)	-	3.50 (1)	10.00 (1)	108.00 (1)	-	240.50	- 3.9 (1)
其ノ他	12.00 (2)	-	-	400.00 (4)	2,485.00 (8)	-	2,897.00	-

第48表 年 生 産 百 分 比 (%)

	米	麥	豆	魚	炭	竹	計
自 作	39.5	0.2	1.1	41.6	13.9	3.7	100.00
自小作	33.9	0.3	1.3	13.7	48.8	2.0	100.00
小 作	49.5	-	1.4	4.2	44.9	-	100.00
其ノ他	0.4	-	-	13.8	85.8	-	100.00

販賣高に於ても製炭(林業)の占むる位置は最も大きい。殊に魚の販賣高中前註の如く

A の自作3374圓中2800圓

B の自作3347圓中3000圓

が各一戸でなされてゐるのを除去すると

A 自作 574圓

B 自作 347圓

となり他の階級に比して之又大差なきこととなる。かかる地方の如き、一個の大なるものがその總數に痛切なる影響を與へる如き産業の生産、販賣の統計をみる時に於て吾人は、深甚の注意を必要とするのである。

第49表 販 賣 高 (A) (單位圓)

	米	麥	豆	魚	炭	竹	藪	計
自 作	3,677.70 (17)	-	-	3,374.00 (13)	1,718.00 (15)	134.00 (2)	-	8,903.70
自小作	991.00 (6)	-	-	518.00 (14)	2,499.50 (19)	-	333.00 (2)	4,341.50
小 作	-	-	-	12.00 (2)	589.00 (3)	-	-	601.00
其ノ他	128.00 (3)	-	-	-	200.00 (1)	-	-	328.00

(註) 表中 ( ) は當該品販賣をなせる戸数にして金額はその合計なり。

第50表 販賣高百分比(A) (%)

	米	麥	豆	魚	炭	竹	藁	計
自作	41.3	-	-	37.9	19.3	1.5	-	100.0
自小作	22.8	-	-	11.9	57.6	-	7.7	100.0
小作	-	-	-	2.0	98.0	-	-	100.0
其ノ他	39.0	-	-	-	61.0	-	-	100.0

第51表 販賣高(B) (單位圓)

	米	麥	豆	魚	炭	竹	計
自作	757.0 (3)	-	-	3,347.0 (8)	1,157.6 (9)	350.0 (3)	5,611.6
自小作	-	-	-	700.0 (11)	2,761.0 (11)	120.0 (1)	3,581.0
小作	-	-	-	7.0 (1)	101.0 (1)	-	108.0
其ノ他	-	-	-	345.0 (4)	2,426.0 (8)	-	2,771.0

第53表 販賣

	米																
	時	賣先	所	何の手をへたか		代價		關心		時	賣先	所					
自作	時々	秋	夷組合	夷組合	庭先	個人組合	金掛	交換	個人	共同	なし	時々	夷	市場			
															10	7	16
自小作	春	4	1	5	2	3	6	3	2	1	5	10	1	11	11		
																4	1
小作	春	1	1	2	2	1	2	3	1	組合	2	1	2	2	2		
																1	1
其ノ他	1月	秋	1	2	2	1	2	3	1	組合	2	1	2	2	2		
																1	1

第52表 販賣高百分比(B) (%)

	米	麥	豆	魚	炭	竹	計
自作	13.5	-	-	59.7	20.6	6.2	100.0
自小作	-	-	-	19.6	77.1	3.3	100.0
小作	-	-	-	6.5	93.5	-	100.0
其ノ他	-	-	-	12.4	12.4	-	100.0

販賣事情を見るに——前記の表の如く賣却されるものとしては米、炭及び魚類が主なるものであつて、米は稈のままセイロに蓄へたるものを脱穀俵装して賣却し時期は一定せず主として個人賣で兩津町の米屋に賣る。魚類は同じく兩津(魚市場より)に賣り殆んど凡て個人賣で代金はその時々受取るのが普通の状態である。販賣時期は一定せず漁獲の都度兩津迄持つて行く。自轉者所有戸A部落に25戸、B部落に20戸あるは魚類を兩津へ持參するものが多い爲である。

事 情 (A)

魚	薪												炭							
	何の手をへたか		代價	關心		時	賣先	所	何の手をへたか		代價		關心							
個人	組合	共同	金	個人	共同	なし	時々	7月	商人	夷	濱	夷	個人	組合	金	交換	個人	組合	共同	なし
12	2	11	4	4	6	7	11	15	3	16	2	7	12	16	2	14	5			
																		2	1	1
2	1	1	2	1	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	1	1			
																		1	1	1

第54表 販 賣

	米																
	時			賣先		所		何の手をかへたか		代價		關心					
	春	夏	秋	夷	組合	夷	組合	庭先	個人	組合	金	個人	共同	なし	時々	夷	市場
自作	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	3	1	1	1	5	5	5
自作															8	8	5
小作															1	1	1
其ノ他															3	3	3

木炭は自家製の依に依装し、販賣時期は一定せざるも木炭販賣には必ず検査を受けることを必要とせるを以てその検査時期より大體の様子を知りうる。今一例としてAに於ける木炭検査依数月別（昭和4年）をみると次の如くである。

1月	857	5月	88	9月	3000
2月	152	6月	222	10月	2671
3月	457	7月	714	11月	1515
4月	0	8月	2303	12月	2128

炭の販賣は矢張り個人賣のものが多くこの際は所謂廻航問屋を通じて新潟の商人に賣るのが普通であつて、新潟商人は船を部落の沖に繋ぎ廻航問屋を通じて買付し問屋は家々を廻つて商談し手付金、又は少し遅れて代金を渡し賣主は自ら濱迄持ち運んで渡す即ち濱渡しである。個人で兩津の商人に賣るものの中には相手方が肥料商である場合に肥料と交換するものも存在す。尙A中組合とあるはA部落に木炭共

事 業 (B)

何の手をかへたか	魚												薪						炭					
	代價		關心		時		賣先		所		何の手をかへたか		代價		關心									
	個人	組合	金	掛	個人	組合	なし	時々	7月	8月	商人	村	濱	村	個人	組合	共同	金	掛	個人	組合	なし		
	6	2	4	1	2	2	4	3	6	6	2	8	2	7	2	8	1	1	4	4				
	11		8		4	2	5	10	1	11		6	5	11		11				2	1	8		
	1		1		1			1	1		1	1	1	1		1							共同	
	4		3		2		2	6	2	8		2	6	8		8				1	1	6		

同販賣を目的とする組合がある爲で——6月10日から11月10日迄之を行ふ——これによると個人賣より一依當り、2.3錢有利なるも代金支拂が10日乃至15日遅れ商人の即金或は前金と較べて不便を感じるもの多き模様である。

尙販賣についての關心は前表の如し。

#### 第四節 雇傭労働關係

**雇傭労働** 雇傭形式ではA、B共日傭多く地域としては部落内からの雇傭断然多し。仕事の種類としては農業(田植、牛、馬耕、草取)絶對的にして漁業の爲の雇傭僅か一件當りのみ。

**被傭労働** 雇傭形式殆んど臨時にして地域としては部落内へ亦多し。仕事の種類としてはA、B共に農多く、日數、賃銀に關してはA、B共に表を参照せられたし。

第55表 雇 傭 勞 働

	雇傭形式			部 落			仕事種類				延 日 数(日)			勞 賃(圓)		
	日傭	季節	年傭	内から	外から	内不明	農	漁	工	其ノ他	男	女	男不明	男	女	男不明
自作	17	4	-	16	2	3	20	1	-	-	1512	239	84.5	1227.6	127.1	155.2
自小作	10	-	-	9	-	1	9	-	1	-	41	161	8.0	64.9	98.3	541.2
小作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
其ノ他	3	-*	3	4	1	1	3	-	-	3	730	405	6.0	20.0	100.0	6.0
計	30	4	3	29	3	5	32	1	1	3	2283	805	98.5	1312.5	325.4	215.4

備考 (1) 雇傭勞働賃銀, 延日数項中

男 1512日の中1470日は漁業として } 1戸にて支出するものなりしかもこれは  
同 1227.6圓の中1200圓同

(2) 雇傭部落外よりは僅か5件にして不明件を除くと部落内よりは29件 男93,5圓

(3) \* 3は 女中1 留守番 男2人

第56表 雇 傭 勞 働

	雇傭形式		部 落		仕事種類			延 日 数(日)			勞 賃(圓)		
	日傭	季節	内から	外から	農	林	漁	男	女	男不明	男	女	男不明
自作	6	* 3	9	1	8	1	1	* 477	91	105	985	14.0	220.8
自小作	4	1	5	-	5	-	-	10	67	14	10	46.2	11.4
小作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
其ノ他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	10	4	14	1	13	1	1	487	158	119	995	60.2	232.2

\* 477中450は漁業の爲の雇傭労働者なり。

被 傭 勞 働 (A)

被傭形式	部 落			仕事種類				延 日 数(日)			勞 賃(圓)			
	季節	臨時	不明	農	漁	工	林	男	女	男不明	男	女	男不明	
2	6	3	2	3	4	2	1	1	190	2	84	121.2	1.4	67.0
2	6	6	3	-	5	1	1	1	260	38	-	184.0	-	35.8
-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	4	-	-	4.0
-	1	-	-	1	-	-	1	-	40	-	-	-	28.0	4.0
4	14	10	5	4	10	3	2	3	450	80	88	305.2	29.4	110.8

内外いづれより傭入るものなりや不明なり。

女325,4圓 男女不明 192,90圓となる

被 傭 勞 働 (B)

被傭形式	部 落			仕事種類				延 日 数(日)			勞 賃(圓)		
	臨時	季節	不明	農	林	漁	不明	男	女	男不明	男	女	男不明
3	-	3	-	3	1	-	-	-	-	139	-	-	175.2
3	-	3	-	2	-	-	1	-	-	32	-	-	28.6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	5	-	3	-	1	1	-	-	158	-	-	118.5
11	-	11	-	8	1	1	2	-	-	329	-	-	322.3

## 第二章 愛知縣渥美郡赤羽根村字西區

### (1) 緒 論

赤羽根村は戸數約 1,100 戸、人口約 6,600 (昭和 2 年) の農漁混淆村にして、專業農家はその 3 分の 1 に過ぎず、兩餘は何れも兼業農家と云ふべく、漁業主として之れが兼業の對象となる。土地は遠州灘に臨み漁港を有せず其の漁業は専ら沿岸漁

第 1 表 西區、從事職業別、

年 齡	無 職		農 業		農 工		農 漁		農 商		會 社 事 務		漁	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
5歳迄	51	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	68	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	49	45	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	8	-	5	5	-	-	4	-	-	-	1	-	2	-
25	-	3	6	20	-	-	6	-	2	-	-	-	1	-
30	1	3	8	22	-	-	11	-	1	1	-	-	-	-
35	1	1	6	19	4	-	11	-	1	-	-	-	-	-
40	-	-	6	17	3	-	5	-	1	-	-	-	-	-
45	-	-	2	12	-	1	10	-	3	-	-	-	-	-
50	-	-	2	24	2	1	9	-	2	-	-	-	-	-
55	-	-	10	27	1	-	12	-	-	-	-	-	-	-
60	-	1	12	21	-	-	6	-	-	1	-	-	-	-
65	1	4	12	10	3	-	1	-	2	-	-	-	-	-
70	1	6	8	9	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-
75	-	7	7	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
80	1	8	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
85	3	8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
90	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
男 女 合 計	184	207	90	193	13	3	75	-	13	2	1	-	3	-

業であり、地曳網漁業である。従つて漁業は極めて小規模と云ふ事を知り得るのである。今極めて簡単に其の一部落西區の事情を記述する。

先づ職業の大要を示す。次表の示す様に專業農業に従事するものに女子が男子より遙かに大なるに反し、漁業に於ては専ら男子のみ之れに當る。表の上に於て無職は數多きも之れはわれわれの屢々行つた集計の如く、専ら勞働力を提唱せざる意味のもので15歳以下並びに60歳以上のものが殆んど全部である。

年 齡 別 現 住 人 口

公務自由		商		工		農其ノ他		家 事		家事使		其ノ他		合 計	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51	59
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68	61
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	52	46
-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	8	3	-	-	31	8
-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	17	27
1	-	1	3	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	24	32
-	-	3	2	3	-	-	-	-	1	-	-	1	1	30	24
5	-	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	24	21
-	-	3	4	3	1	-	-	-	-	-	1	1	-	22	19
1	-	1	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	18	28
-	-	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	26	28
-	-	2	2	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	20	28
-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	20	15
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	10	18
-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	8	11
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	4	12
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2
7	1	20	16	7	1	1	-	-	16	11	7	4	1	429	447



土地の所有は比較的に分散されてゐる。自作70戸、自小作89戸で純小作は僅かに6戸にすぎない。土地所有者にして耕作に従事せざるものは僅かに3戸、然も其の所有總面積は1町に足りない。此の部落は斯くして富の分配は平等に近より、殆ん

第2表 土地所有面積(反) 農業經營面積(反) 階 段

反 迄	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5
(土地) 所有面積	6	7	4	4	7	6	4	5	5	6	8	8	3	4	7	9	6	6	7
經營面積	6	8	4	3	7	3	5	2	5	5	3	8	5	5	3	6	4	7	14

土地所有面積  
 總數 1,189.1 反  
 自作 70 610.5 反  
 自小作 89 569.1 反  
 地主 3 9.5 反

農業經營面積  
 總數 1,292.3 反  
 自作 70 474.5 反  
 自小作 89 803.0 反  
 小作 6 18.8 反

田畑經營面積  
 普通畑 423.4 反  
 一毛田 511.7 反  
 二毛田 5.3 反  
 桑園 351.8 反  
 茶園 - 反  
 果樹園 1.0 反  
 計 1,292.3 反

第3表 林野所有經營面積

反迄	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0	10.5	11.0	
所有	51	19	16	14	3	3	6	1	1	2	1	2	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
經營	49	22	16	12	2	3	6	1	2	2	1	1	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-

(1) 所有林野 調査戸數  
 189.5 (70戸) 自作して居る家  
 87.1 (89戸) 自小作して居る家  
 3.9 (3戸) 地主  
 280.5

第4表 小作地は何人の地主から

地主數	1人	2	3	4	5	6	計
戸數	35	38	18	2	1	1	95

ど住民の間に階級の區別が存しないのである。報告には斯くして「一つの平和の里」とあるが、同時に「産業的發達の可能性の少き里」たるを附記してある。

別 戸 數 (田畑之部)

10.0	10.5	11.0	11.5	12.0	12.5	13.0	13.5	14.0	14.5	15.0	15.5	16.0	16.5	17.0	17.5	18.0	18.5	19.0	19.5	25.0	合計
5	6	6	4	3	4	8	3	-	3	-	-	-	1	2	-	-	1	1	2	1	162
8	8	6	8	7	2	8	5	2	2	1	2	2	-	-	1	-	-	-	-	-	165

積 段 階 別 戸 數

11.5	12.0	12.5	13.0	13.5	14.0	14.5	15.0	15.5	16.0	16.5	17.0	17.5	18.0	18.5	19.0	19.5	20.0	21.0	22.0	23.0	24.0	25.0	計
2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	128
2	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	127

(2) 經營林野 調査戸數  
 \* 181.4 (70戸) 自作して居る家 59戸  
 88.1 (89戸) 自小作して居る家 65  
 0.1 (6戸) 小作して居る家 1  
 271.1 (3戸) 地主 2  
 127

\* の中に地主のもの含まる

(2) 漁業の生産用具

調査部落の漁業の生産用具は比較的小規模である。

イ、網として用ひるもの次の如し。

鱧網——専ら鱧の漁獲に用ひられる物でこの地に於ける最も主要なる物である。大網元には二つある。その長さは500間(間は5尺)に及ぶ。小網元の所有せる物は

200 間位である。

沖網——その形状は鱈網と同じであるが遙かに沖合から引き来りて鱈よりも多少大なる魚類をとるのに用ひられる。従つてその網の目は大きい。大網元は夫々一個宛所有する。

ロ、船舶——大網元の所有するものは80石位であり小網元の場合には10石乃至20石位である。

ハ、機械——ろくろ——調査當時に於いて一個約50圓位である。各網元に2個づつ必要とする。大網元では大小8個位を有する。

(3) 生産用具の所有關係

従來は地曳網を親方が所有し他の漁民は勞力の提供者であつた。今日に於いては漁民は各々出資をなして共同して網を作り網元之を保管し一切の指揮をなす。

西區内には五つの網元がある。之は大網中網小網と分る。けだし各網元に屬する漁業者の数の多少によつて區別するものである。即西區の網元を見ると次の如し。

1, 大	網	24戸	所有船舶3艘
2, 大	網	24戸	3
3, 中	網	8戸	1
4, 中	網	6戸	1
5, 小	網	2戸	1

一個の網は大約年半位の壽命であるが故に利益金を積立て網の修理新調費を出す。

(4) 漁業組合と漁業權

赤羽根村には四つの大字がそれぞれ一つづつの組合を有し、各組合は一定の網組(網元と適當す)を持つ。漁業權は次の3種である。

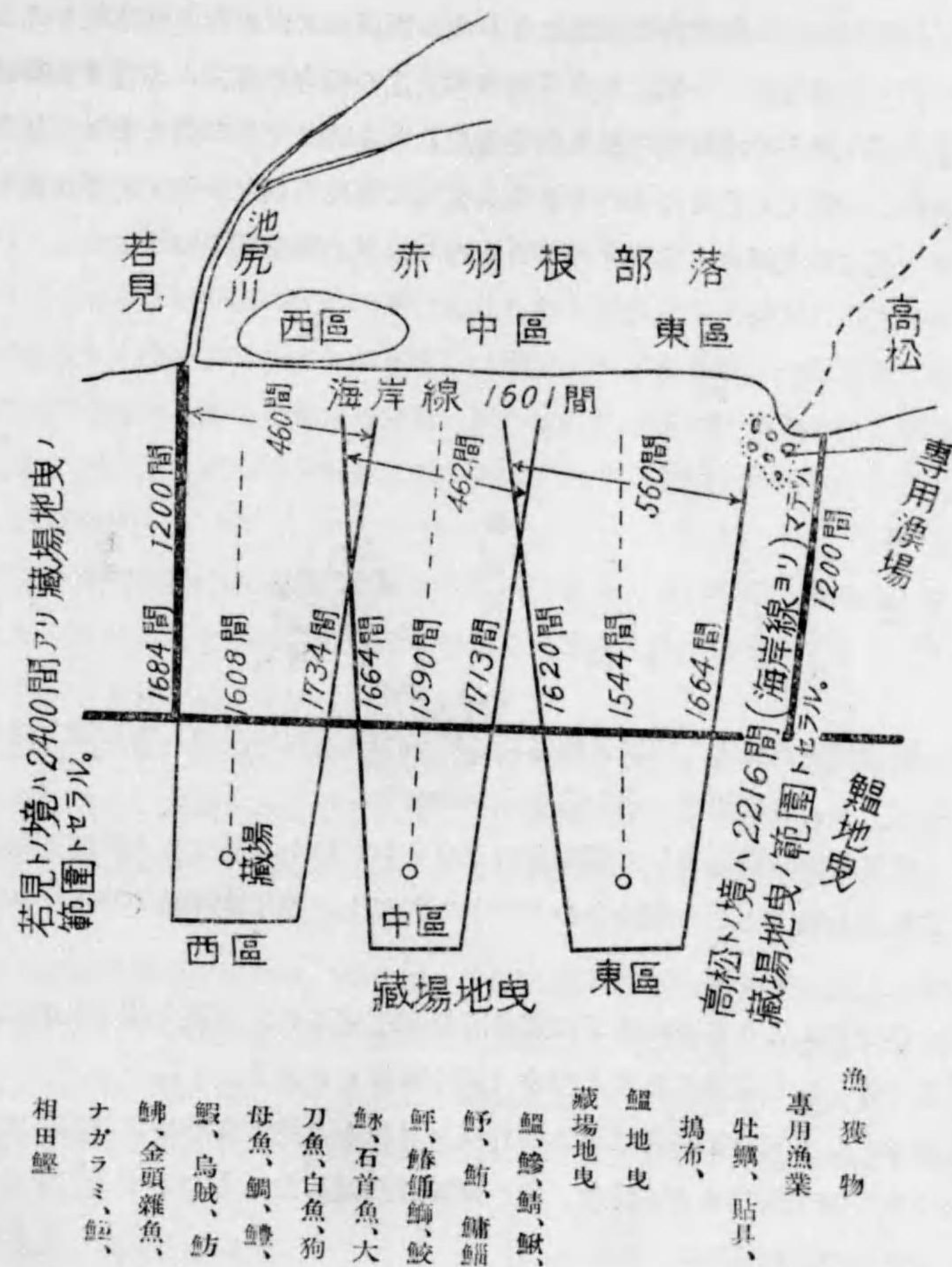
鱈の地曳

藏場地曳——之は一定の海岸區域に對する漁業權である。當村では東區、中區、西區の三つが之れを有す。此の地では海岸に鐵類を沈めて區域の限度を定め、之れを藏場と云ふ。

専用漁業權——一定の岩の近傍に於ける魚貝類に對する權利である。

漁業權は組合が之れを有するが其の利用は組合に屬する各網組の入會による。

漁業權の場所を略示する事次の如し。



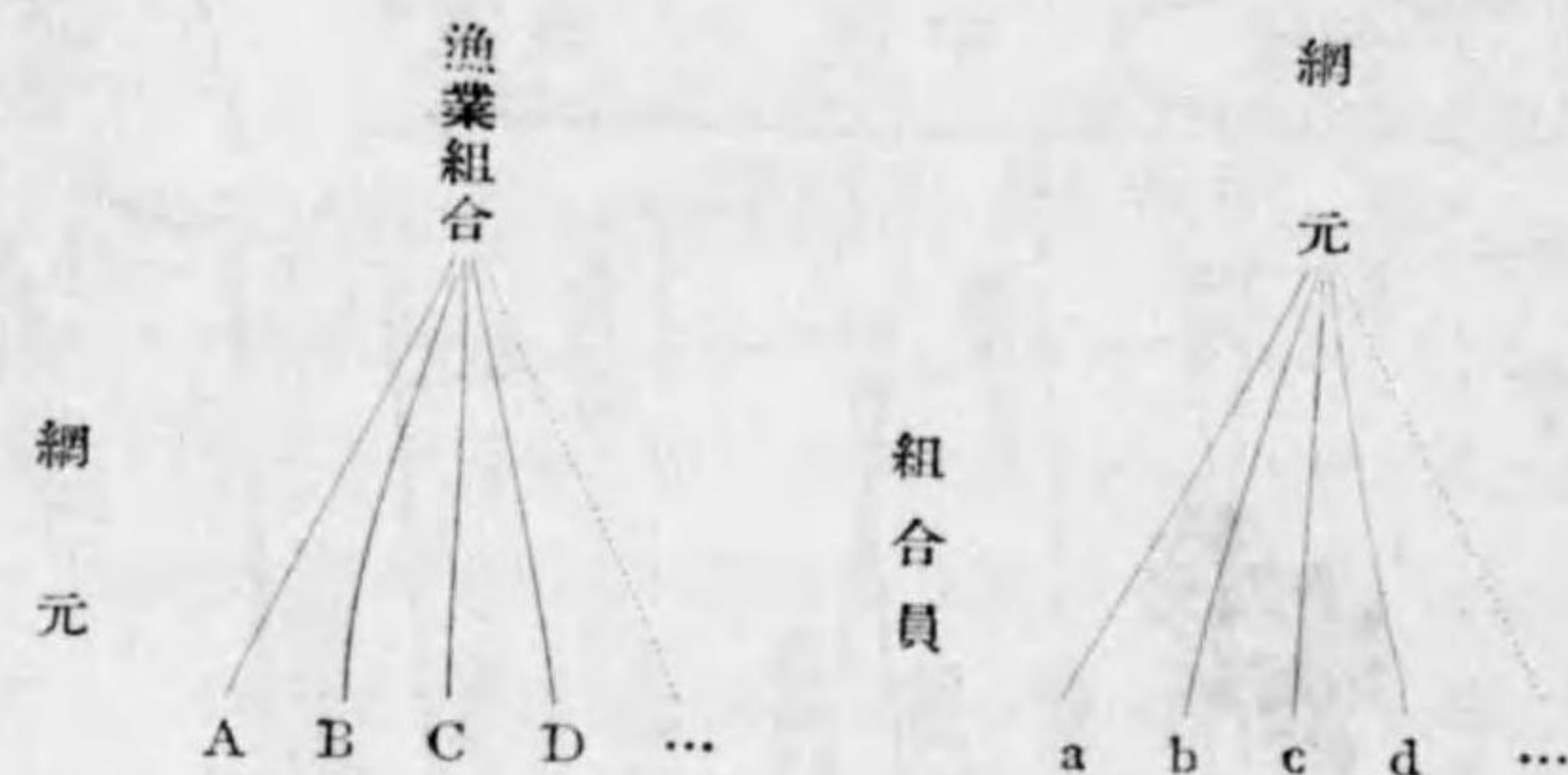
漁業組合の構成次の如し

(イ) 赤羽根村大字赤羽根は東、中、西の三區より成り一漁業組合を明治23年以來有す。現在約90戸が一組合を有し之が12の網組にわかれる。組合には理事3名、監事2名、總代13名あり。

(ロ) 組合は自ら漁業を營むにあらずして、漁業の監督をなす。その他遭難の救恤を爲す。網元は漁業組合の監督に服す。

(ハ) 経費徴収——總代会の決議により次の範囲にて定めたる漁業料をとる。

鱸地曳網 藏地曳網、一組に付き7圓以内。之の組合の規定に違背する時は過怠金1日1圓以下、組合の経費及び漁業料を過怠したる時は1日15錢をとる。組合の諸経費の負擔は各網元で之をなすのである。従つて各組合員は一網元の下に在つてその網元が直接に漁業組合と折衝することとなる。其の關係圖を示す。



(ニ) 組合員の資格としては當地區内に住居するものにて加入金10錢を納入して理事に申出でる。各網組の一員なること勿論なり。

(ホ) 遭難救恤の資金として剩餘金の100分の10以上を積立て100圓となるまで行ふ。其他基金積立として剩餘金の100分の20以上、翌年度繰越100分の10以上を積立てる。

本組合の定款によりて其の漁業の監督、統制を見るに、本組合の地曳網は、13組を以て限りとし之を超過する事を得ず(三十四條)とある。

又地曳網組にして天候不良又は不漁の外三ヶ月以上漁業に従事せざる爲め理事の催告を受けるも猶ほ従業せざる時は、その網組は消滅したるものとす(三十五條)。

#### (5) 漁獲物の販賣方法

一般に此の地方に於ては漁獲物は極めて原始的な方法による。特に沿岸漁獲物は種々の種類の魚類であり且つ少量なるをもつて進化した販賣法は取るを得ない。即ち

(イ) 漁獲物を直ちに海岸に於て網目越しに地方仲買人に入札せしめて最高價格にこれを落す此の場合に入札による賣買が終れば網元は若干の魚類を自己の手に入れ、且つ網をひらきて之を運搬するものは土地の漁家の女、子供、老人達であり彼等は若干の魚類を又自家に持ち歸り行く。仲買人は結局その殘餘を買ふのである

斯くの如く取引形態は厳格な定量によるのではなくて大體の見積量に基く。その結果は言ふ迄もなく入札價格が極めて低廉なのである。

(ロ) 沿岸漁獲物の中でも特に大なる魚類は土地の仲買の手を経ずして名古屋方面より發動機船で來る商人に直接賣買する事もある。

(ハ) 元金の受渡は落札後1ヶ月以内に行はれる。

(ニ) 此地方に於て鱸の大量の場合にはこれを鮮魚として賣却し得ざる時、之を肥料に製造す。漁民之をなすにあらすして網元自ら之をなす。一般に網元が製造に従事する際の鱸の如き小魚は地方仲買人以外には之を賣却する事を得ないと言ふ協定を兩者の間に結んで地方仲買人以外の物の介入するを防いで居る。

#### (6) 利益の分配

漁獲物の賣却収益は各網元毎に積立てて、之を3ヶ月目毎に、各漁業者に分配す。この分配は網元を構成する漁業者が全部平等權を持てるものとして、平等なる配當の形で之をなす。

この配當以前に、猶網その他の生産用具の更新の費用を支辨しその他納税、組合費の支辨、共同の享樂との費用を支出しその殘餘の配當である。近時は不漁の故に特に生産手段の更新の費用を多く要したるを以つて、配當額はないといふことである。

漁業には繁閑あるを以つて、特に忙しき時は屢々臨時に労働者を雇ふ。かくの如き臨時雇に對しては現金賃金を支拂つたり或は現物(即ち魚)を分配したり、一定して居ない之等の雇人はいづれも地元の農民にして、一朝漁業に雇れんか、相當なる収益を有するを以つて、比較的収益の目に見えない草刈り、農耕等よりも漁業に出づるを喜ぶ。

#### (7) 漁業と農業との交渉

當地に於いては、戸数の半ば以上は漁家であり、且ついづれも農業を兼ねる。今斯の如き兼業としての農業について、若干の記述をなす。この場合に調査の目的上、農業自體については之を記さず。

各漁民は漁業を主として、農業を寧ろ従とする。又大漁によりて、時には一網千圓に及ぶ漁獲物あることのために、最も之を重要視し、屢々農業を犠牲にする。例へば最も漁業の盛なるは、新の3月及び6月であつて、殊に6月に於てはこの地の養蠶時期であつて、ここに漁業と衝突する。元來、この地の漁業は地曳漁業である

から、魚類を積極的に求めるよりも寧ろ、その海岸への襲來を待つを要するこの意味に於て漁業は自然の偶然に依存する。かくして農業殊に養蠶と衝突は必然的となり屢々養蠶の方が不成績となる。

かくの如き衝突を多少緩和するために農業時期に於いては男女両性間の分業等も見られる。又假に斯の如き分業なくともなほ、一般に夏期に於いて農業多忙なる時に雇労働を求めざる時には畜力を以つて、漁業の勞力を補ふ。即ち牛を以つて地曳のろくろに動力を供給する。

漁家が農業を比較的輕視すると共に尙注意せざるべからざる他の事情がある。即ち當地の山森は大木が伐採せられ従つて、農業は屢大なる旱魃をひどく受ける様になつた。これが爲めに調査當時は（昭和3年）稻作及び畑作物はその收穫少なく加ふるに前述したるが如く、漁業の不振の結果漁家は漁業の配當を受けること少く、經濟的に困難を持つて居た。

當地の兼業農家が漸時減少して、專業農家が急激に増加したことは元より、一方に於いて當時の畑作物に對する需要の増加と共に農業が專業として、充分に成り立つによるかとも思ふが、別に上述したるが如き漁業の困難が農業に比べて傾向的に衰退の勢にあるからではないかと思ふ。ここに農家戸數の變遷を示す事はこの間の消息を多少物語るであらう。

第5表 農家戸數、總戸數累年表

	總 戸 數	農 家 戸 數		
		總 數	專 業 農 家	兼 業 農 家
明治 39年	1,270	1,270	92	1,178
40	1,265	1,265	90	1,175
41	1,265	1,265	90	1,175
42	1,249	1,127	90	1,037
43	1,209	1,194	81	1,113
44	1,208	1,192	80	1,112
大正元年	1,207	1,207	50	1,157
2	1,197	1,197	50	1,147
3	1,200	1,200	207	993
4	1,201	1,138	375	759
5	1,213	1,150	411	739
6	1,205	1,193	411	781
7	1,205	1,192	411	781

右と併せて、考慮すべき現象はこの地の人口が殆ど全く、増加せず寧ろ、現住人口は減少の傾向すらあることである。人口自體は年々増殖するも交通機關の進歩發達と反比例して減少して來た。即ち漁業自體の人口收容力の比例的縮少がここにもうかがひ得られる。例へば明治39年には 1,298 戸數戸現住人口 9,024 人なりしも大正元年には夫々、1,188 戸、8,114 人であり、更に昭和2年には夫々 1,084 戸、6,661 人である。詳細は次の如し。

第6表 戸口、人口累年表

	現 住 戸 口	本 籍 人 口	現 住 人 口
明治 39年	1,298	9,911	9,024
41	1,275	10,041	8,464
43	1,211	10,212	8,778
大正元年	1,188	10,358	8,114
3	1,201	10,569	8,313
5	1,205	10,742	7,821
7	1,259	-	10,955
9	1,245	-	7,242
12	1,124	-	7,504
14	1,110	-	6,508
昭和 2年	1,084	-	6,661

これは畢竟人口の絶對的排出作用が行はれることを意味する。われわれは過去數年に跨りての移動人口を調査するを得た。即ち男子230名女子364名に就て調べたのであるが、之等の移動者（世帯を出ること）が11歳以上30歳以下の間に集中してゐるのは當然で、それは大略、男では總數中9割に近く、女ではそれ以上である。女子の多くが結婚による移動たるは云ふ迄もない。

移動先きは次表の如し。部落内、村内、郡内に女子の移動先が男子よりも多きは女子の結婚の範圍を示すものと云ふべく、縣内、國內を加えると男子が斷然女子よりも多い。これは全く男子の移動が職業を廣く他郷に求むるのを示すものである。東京への移動の多きは注目すべきである。男子は郡内では5%移動するが、その以上の範圍の縣内の愛知縣への移動が一人もなきことは不思議である。

第7表 移 動 者

	總 數		10 歲 以 下		11...15		16...20	
	男	女	男	女	男	女	男	女
合 計	230	364	7	6	32	38	96	114
%	100.0	100.0	3.1	1.6	13.9	10.4	41.7	31.3

第8表 移 動 人 口 の

	總 數		部 落 内		村 内		郡 内	
	男	女	男	女	男	女	男	女
合 計	230	364	17	43	7	47	12	57
%	100.0	100.0	7.4	11.8	3.1	12.9	5.2	15.7

第9表 國 内 (外) 移 動

縣名	北 海 道	青 森	岩 手	宮 城	秋 田	山 形	福 島	茨 城	栃 木	群 馬	埼 玉	千 葉	東 京	神 奈 川	新 潟	富 山	石 川	福 井	山 梨	長 野	岐 阜	靜 岡	愛 知	三 重	滋 賀	京 都
男	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	40	9	-	-	-	-	-	1	2	8	-	1	-	3
女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	22	7	-	-	-	-	-	2	2	-	10	-	-	-

移動者の教育程度が一般に現住人の夫れよりは甚だ注意すべき事態である。男子203名 中146名(63%)は高等卒業以上のものであるが、現住人の場合には夫れは

第10表 住 民 の 教

	合計	尋 常						高 等			長次 其他計	男三 女三 其他計	半退
		未	無	寺	半退	在	卒	半退	在	卒			
男	429	77	11	29	18	67	65	13	19	89	4	2	
女	447	76	76	32	20	74	95	10	12	44	-	-	
合計	876	153	87	61	38	141	160	23	31	133	10	1	
	% 100	17	10	7	4	16	18	3	4	15			

(世帯を出る時の) 年 齢

21...25		26...30		31...35		36...40		41 歳 以 上		年 齡 不 明	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
35	155	39	17	4	4	3	1	6	4	8	25
15.2	42.6	17.0	4.7	1.7	1.1	1.3	0.3	2.6	1.1	3.5	6.9

移 動 地 先 別

縣 内		國 内		海 外		不 明	
男	女	男	女	男	女	男	女
96	157	90	52	6	1	2	7
41.7	43.1	39.1	14.3	2.6	0.3	0.9	1.9

者、移 動 地 先

大 阪	兵 庫	奈 良	和 歌 山	鳥 取	鳥 取	岡 山	廣 島	山 口	德 島	香 川	愛 媛	高 知	福 岡	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	宮 崎	鹿 兒 島	沖 繩	朝 鮮	臺 灣	樺 太	南 洋	外 國	不 明	計
5	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	7	-	6	-	96
4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	1	-	53

30%に過ぎない。次の二表は淡々たる数字の間に此の大事実が何を農村漁村に意味するかを充分暗示するであらう。

育 程 度

補 在	中 卒	中 半 退			中 在			中 卒			中等以上
		中學	農	其ノ他	中學	農	其ノ他	中 學	農	其ノ他	
1	-	1	-	-	4	-	-	1	-	-	-
1	-	-	-	-	2	-	1	1	-	-	1
2	7	4	-	-	6	-	1	4	-	-	6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	6
2	8	4	-	-	7	-	1	4	-	-	12
0	1	1	-	-	1	-	0	1	-	-	1

第11表 移動者教育程度

	無教育	寺小屋	尋半退	尋在	尋卒	高半退	高在	高卒	中半退	中在	中卒	中等以上	不明	計
男	5	11	10	1	37	9	0	113	3	5	15	10	11	230
女	34	8	36	0	131	12	0	86	0	6	21	1	29	364

第12表 移動者の家庭上の

	戸主		配偶		父		息子								伯父
	男	女	男	女	實	義	長男	次男	三男	四男	五男	六男	七男	八男	
修家工官軍	-	-	-	-	-	-	2	5	1	-	1	-	-	-	-
使勞	-	-	-	-	-	-	9	14	9	3	2	-	-	-	-
學人働吏人	1	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-
事務	-	-	-	-	-	-	2	2	-	1	-	-	-	-	-
會社	-	-	-	-	-	-	4	6	2	-	-	-	-	-	-
獨立	-	-	-	-	-	-	16	8	7	-	1	-	-	-	4
婚	1	-	-	-	-	-	3	1	-	-	1	-	-	-	-
其	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	2	-	-	-	-	-	39	37	22	7	5	-	-	-	4

第13表 移動者の家庭上の

	母		娘									
	實	義	長女	次女	三女	四女	五女	六女	七女	八女	九女	十女
學生	-	-	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-
家事使用人	-	-	9	5	6	1	-	-	-	-	-	-
工場勞働	-	-	10	12	7	2	-	-	-	-	-	-
會社事務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
獨立業	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
婚	-	-	41	23	12	2	-	-	-	-	-	-
其	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1	1	63	40	25	7	-	-	-	-	-	-

然も之等の移動は二、三男の夫れでない。次表の示す様に長男の移動が極めて多い。これは主としてその職業の轉換を他郷に求むるものであつて、茲に赤羽根村の人口收容力が既に其の最高に達し、人口の絶對的排出作用を行ひつつあるのを示すものと云はねばならぬ。次表を見よ。

地位と移動後の職業 (男)

父	叔父	舅	兄	弟	孫	連子	舊子	養子	貫子	の配偶者	不明	合計
-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	11
-	-	-	-	19	-	-	-	-	-	-	-	57
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
-	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	10
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	6
-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	16
-	14	-	7	35	-	-	-	-	-	-	-	92
-	6	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	21
-	-	-	-	2	-	3	-	-	-	-	-	9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
-	21	-	2	11	-	4	-	-	-	-	2	230

地位と移動後の職業 (女)

伯母	叔母	姪	姉	妹	孫	の長男	の配偶者	祖母	養女	合計
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	6
-	-	-	-	6	-	-	-	1	-	29
-	-	-	1	12	-	-	-	-	-	44
-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
7	-	32	-	51	3	92	6	1	-	272
-	-	-	-	2	-	4	1	1	-	9
7	-	32	-	52	3	115	6	2	1	364

一方に於いて漁家の農業は漁業の勞力分配上、輕視され易いのに反して農家は漁業に於いて、時々その、餘剩勞力を雇はれる結果、その勞力の季節的按分が比較的好都合に行く。この點に於いて沿岸漁業は遠洋漁業に比して危險率が遙に少く又農民と漁業との接觸を助くることが遙かに大きい。

第 14 表 農家の兼業及び農業を兼業とする家

業 兼	農 業				其ノ他ノ業		計	
	純農業	商 業	工 業	官公吏	其ノ他			
					水産業	其ノ他		
自 作	32	5	2	-	16	1	14	70
自小作	19	9	2	-	54	-	5	89
小 作	2	-	-	-	-	-	4	6
其ノ他	-	-	-	-	-	-	-	-
計	53	14	4	-	71	15	23	-

この地方は海岸にもかかはらず海藻類が乏しく、従つて有機質肥料をここに求むることを得ない又漁業を行ふため野山に草刈を爲すを厭ひ、家畜を廢し従つて其の關係より厩肥堆肥を作りて之を土地に供せず。斯の如きを以つて漁業を兼ねる農家の經營地には有機質を缺く憾がある。

當地方に於ける農事改良實行組合は着々熱心に農事の改良に努めて居るが故に此の點への考慮を怠りてはならぬであらう。ここに一言付記したいことは當地に於いては富の分配が比較的平等に行はれ、前述したる様に自作農家自作小作兼業農家が農家の大半を占め純然たる小作は極めて少し、之故に農事實行組合がその經濟活動をなすは比較的容易であり、且つ効果多しと言ふことが出来る。

昭和八年八月廿五日印刷  
昭和八年八月廿八日發行

定價金壹圓貳拾錢

東京帝國大學農學部農業經濟學教室

發行人 那 須 皓

東京市京橋區西八丁堀三丁目七番地

印刷所 安信舎印刷所  
石井精一郎

東京市神田區一ツ橋通町三番地

發賣所 岩波書店

電話九段 (0187番 0180番  
(33) (0189番 0188番  
1022番(小賣部専用)  
振替口座東京 26240番

661.8-To467



1200500750046



終